



第2期鹿屋市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

鹿屋市



子供がたくましく育ち

未来を開く都市 かのや を目指して

近年、共働き家庭の増加や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育ての不安感や負担感を解消し、子どもが健やかに育つ環境を整備することが重要な課題となっています。

また、急速な少子化の進行とそれに伴う人口の減少は社会環境にも多くの影響を与えています。

このような中、国においては急速な少子化の進行や、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子どもが健やかに成長することができる社会の実現のために、平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月に始まりました。

平成 29 年には、女性の就業率の上昇に伴う保育ニーズの増加が見込まれたため、待機児童解消に必要な保育の受け皿の整備などに関する「子育て安心プラン」が策定され、さらに、令和元年 10 月からは、子育て世代の経済的な負担軽減を図るため、「幼児教育・保育の無償化」が実施されました。

本市においても、平成 26 年度に策定した「第 1 期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、保育の受け皿を確保するための「保育所等施設整備事業」や、子育て世代支援センターの設置による「産前産後ケアの充実」、子育て世代の経済的負担軽減を図る「かわいい孫への贈り物事業」など、様々な事業を実施しており、今回この計画を継承し、新たに令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 カ年間に計画期間とする「第 2 期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後も、地方創生に積極的に取り組み、人口減少の克服と地域活性化に努めるとともに、本計画を着実に実行し、総合計画の基本目標のひとつでもある「子育てしやすいまち」の実現に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました「鹿屋市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査等計画策定に対してご協力をいただきました多くの市民の皆様に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

鹿屋市長 中西 茂

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置付け	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	7
第2章 鹿屋市の子ども・子育てを取り巻く状況	9
1 統計的な状況	10
2 子育て支援施設等の現状	26
3 子ども子育て支援事業ニーズ調査結果概要	31
4 第1期計画の状況	38
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 計画の将来像	42
2 計画の基本理念	42
3 施策目標	44
4 施策の体系	46
第4章 施策目標ごとの取組	47
施策目標1 質の高い教育・保育の総合的な提供	48
施策目標2 子どもの健やかな成長に向けた支援	51
施策目標3 地域における子育て支援の充実	54
施策目標4 職業生活と家庭生活の両立	57
施策目標5 子どもの権利を尊重する社会（児童虐待防止対策の充実）	59
施策目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備	61
施策目標7 子どもの貧困対策の推進	64

第5章 事業計画 ----- 67

- 1 子ども・子育て支援新制度概要 ----- 68
- 2 教育・保育の提供区域の設定 ----- 70
- 3 教育・保育の量の見込みと確保方策 ----- 71
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ----- 73
- 5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策 ----- 80
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 ----- 80
- 7 その他推進方策 ----- 81
- 8 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組について ----- 84

第6章 計画の推進と進行管理 ----- 87

- 1 計画の推進体制 ----- 88
- 2 計画の進捗管理 ----- 88

第7章 資料編 ----- 89

- 1 鹿屋市子ども・子育て会議条例 ----- 90
- 2 鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿 ----- 91
- 3 用語集 ----- 92

第1章 計画の概要

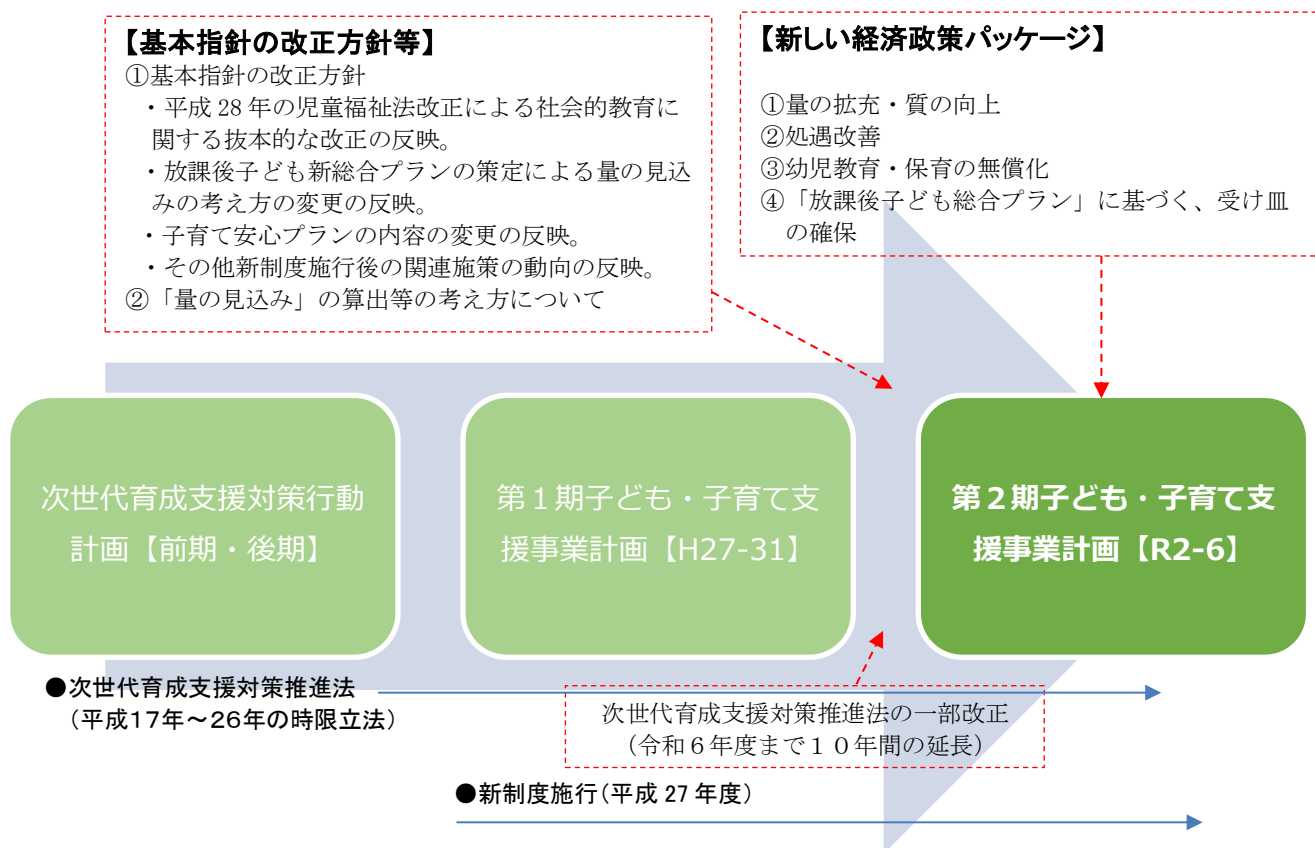
第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

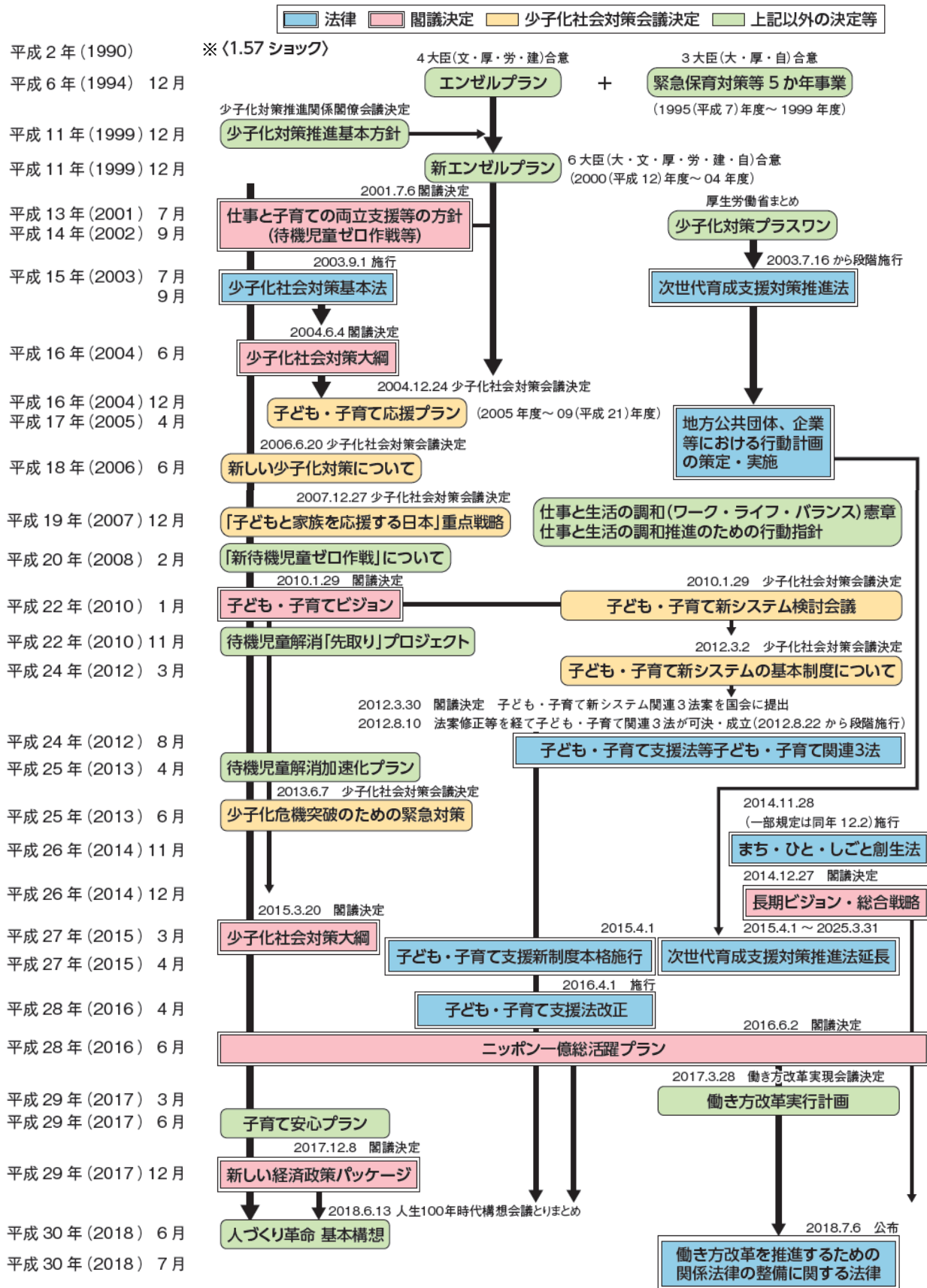
我が国の少子化は急速に進行しており、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行され、本市は平成27年3月に「鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもがたくましく育ち 未来を開く都市 かのや」の基本理念のもと、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、子育て環境の充実に取り組んできました。

その後、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」の策定により、「希望出生率1.8」の実現に向けた政策が掲げられ、女性就業率の上昇や保育ニーズの増加が見込まれることから、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとされました。同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育て世代、子ども達に大胆に政策資源を投入することとされ、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。このような中、令和2年3月に現行計画の期間が満了を迎えることから、第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画を策定し、さらなる子どもの出産から子育てまでの切れ目ない支援を目指します。



【これまでの少子化対策】



※1.57 ショック : 1990 年の 1.57 ショックとは、前年 (1989 (平成元) 年) の合計特殊出生率が 1.57 と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった 1966 (昭和 41) 年の合計特殊出生率 1.58 を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。

子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づき策定されたものであり、平成27年4月から施行されました。

新制度では、社会全体での費用負担を行いながら、市町村が実施主体となり、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用・サービス提供を行うことで、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいます。

子ども・子育て関連3法

- 1 子ども・子育て支援法
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 3 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

◆主なポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④市町村が実施主体
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥政府の推進体制
- ⑦子ども・子育て会議の設置

新制度の取組内容

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - 市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。
 - 新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。
 - 身近な地域での保育機能を確保します。
 - 地域の多様な保育ニーズに対応します。
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実
 - 地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

幼児教育・保育無償化について

20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最大の理由であり、教育費への支援を求める声が多くなっています。子育てと仕事の両立や、子育てや教育にかかる費用の負担が重いことが、子育て世代への大きな負担となり、我が国の少子化問題の一因ともなっています。このため、保育の受け皿拡大を図りつつ、幼児教育・保育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の一つです。

幼児教育・保育が、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果をもたらすことを示す世界レベルの著明な研究結果もあり、諸外国においても、3歳～5歳児の幼児教育・保育について、所得制限を設けずに無償化が進められているところです。

政府においては、平成26(2014)年度以降、幼児教育・保育無償化の段階的推進に取り組んできたところであり、幼稚園、保育所、認定こども園等において、生活保護世帯の全ての子どもの無償化を実現するとともに、第3子以降の保育料の無償化の範囲を拡大してきました。そして、平成29(2017)年度には、住民税非課税世帯では、第3子以降に加えて、第2子も無償とするなど、無償化の範囲を拡大してきました。

今般、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を一気に加速させ、広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用が無償化されました。なお、「子ども・子育て支援新制度」の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化されました。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「第2次鹿屋市総合計画」の基本目標の1つである「子育てしやすいまち」の実現に向けた子ども・子育て支援に関する個別計画として位置付けるとともに、鹿屋市の関連計画との整合性を図り策定するものです。

また、鹿屋市次世代育成支援対策行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなり、策定は任意となりました。

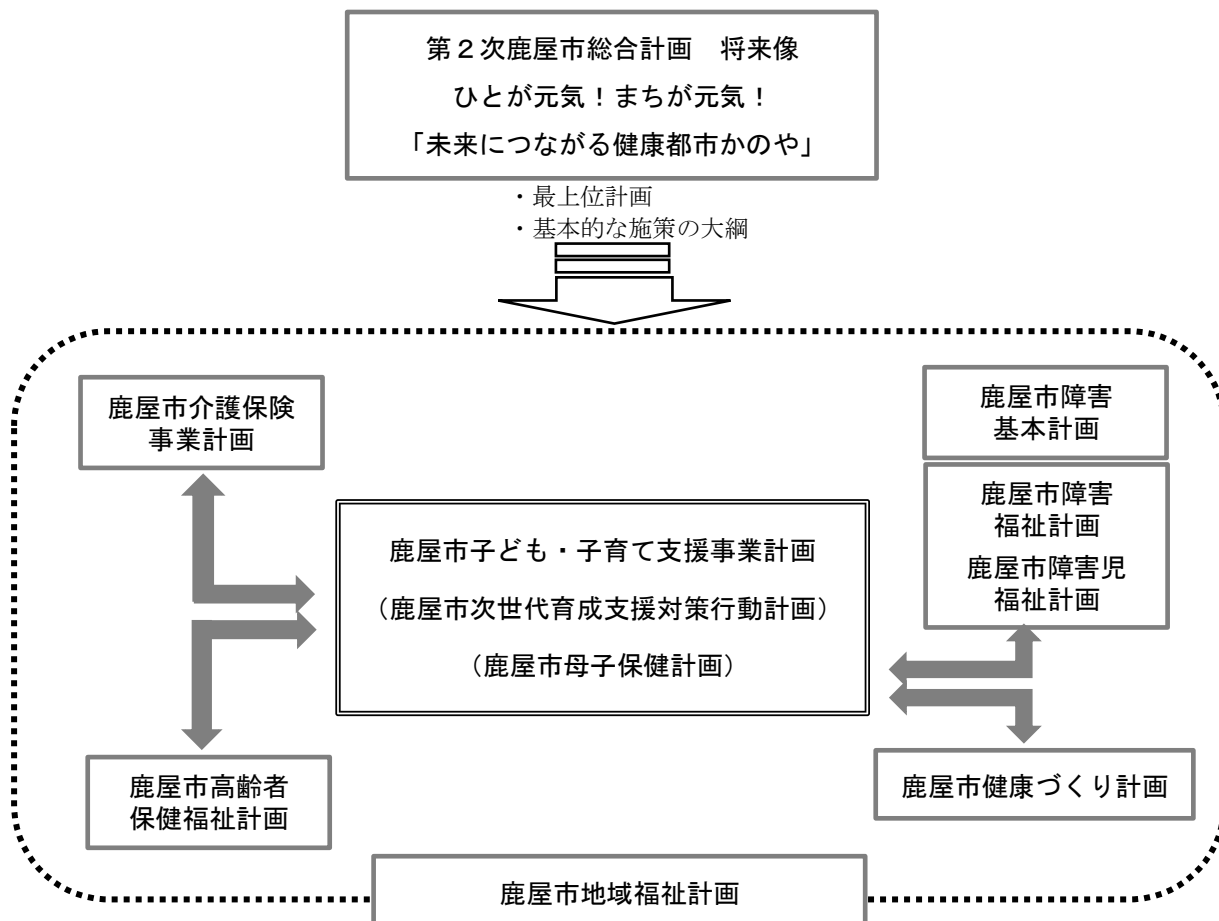
そのため、本市では、可能な限り鹿屋市次世代育成支援対策行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

なお、母子保健の分野については、計画の対象、策定の趣旨・内容が市町村行動計画に包括されることから、この計画を母子保健計画としても位置付けることにします。

さらに、平成30年9月に厚生労働省、文部科学省により策定された「新・放課後子ども総合プラン」に関する計画についても、包括的に盛り込むことにします。

<子ども・子育て支援法(抄)>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。



- 【子ども子育て支援法 基本理念】**
- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
 - 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
 - 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）を初年度として令和6年度（2024年度）までの5箇年を対象期間とします。

なお、計画期間の最終年度である令和6年度（2024年度）には、鹿屋市を取り巻く今後の諸状況を踏まえ次期計画を策定します。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鹿屋市次世代育成支援対策行動計画					鹿屋市子ども・子育て支援事業計画					第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

①調査目的

子ども・子育て支援法に基づき、令和元年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的に実施した。

②調査の実施期間

平成30年11月に実施

③調査対象

鹿屋市在住の「未就学児」の保護者を対象

④調査方法

郵送による発送・回収及びインターネット上での回収

⑤調査数及び回収状況

配布数	回収件数	回収率
3,500件	1,315件	37.6%

(2) 子ども・子育て会議

計画策定においては、住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、地域住民代表、保健、医療及び福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、計5回の審議を行い、計画を策定しました。

第1回子ども・子育て会議 【令和元年6月5日（水）】	<ul style="list-style-type: none">➤ 認定こども園への移行等について➤ 教育・保育の計画に対する実績見込みについて➤ 平成30年度地域子ども・子育て支援事業の実績について➤ ニーズ調査に基づく「量の見込」の推計結果について
第2回子ども・子育て会議 【令和元年8月7日（水）】	<ul style="list-style-type: none">➤ 第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画の素案骨子構成内容について➤ 「教育・保育提供区域」の設定について➤ 「量の見込み」と「確保方策」について<ul style="list-style-type: none">・教育・保育施設の量の見込みと確保方策について・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

第3回子ども・子育て会議 【令和元年10月4日（金）】	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画の素案骨子構成内容について ➤ 新たな子育て支援施設の運用について
第4回子ども・子育て会議 【令和元年11月19日（火）】	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 計画素案について ➤ パブリックコメントの実施について
第5回子ども・子育て会議 【令和2年1月29日（水）】	<ul style="list-style-type: none"> ➤ パブリックコメントの結果について ➤ 第2期子ども子育て支援事業計画（原案）について

(3) パブリックコメントの実施

令和元年12月に、計画素案をホームページ等で広く公表し、市民からの計画内容全般に関する意見募集を行ないました。

①意見の募集期間

令和元年12月4日（水）～令和2年1月6日（月） 34日間

②意見提出者

4人

③意見の件数

9件

第2章 鹿屋市の子ども・子育てを 取り巻く状況

第2章 鹿屋市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計的な状況

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成27年10月1日現在、103,608人で減少傾向となっています。

このうち、15歳未満の年少人口は、15,792人で総人口の15.3%となっています。

また、15歳以上64歳未満の生産年齢人口は、58,792人で57.1%、65歳以上の高齢者人口は28,344人で27.5%となっています。総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成12年から平成27年までの15年間で約2ポイント減少しています。

一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は約7ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

人口の推移(年齢3区分)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)	106,462	106,208	105,070	103,608
15歳未満 (年少人口)	18,173	16,791	16,032	15,792
	17.1%	15.8%	15.3%	15.3%
15～64歳 (生産年齢人口)	65,835	64,307	62,717	58,792
	61.8%	60.5%	59.7%	57.1%
65歳以上 (高齢者人口)	22,232	25,032	25,980	28,344
	20.9%	23.6%	24.7%	27.5%

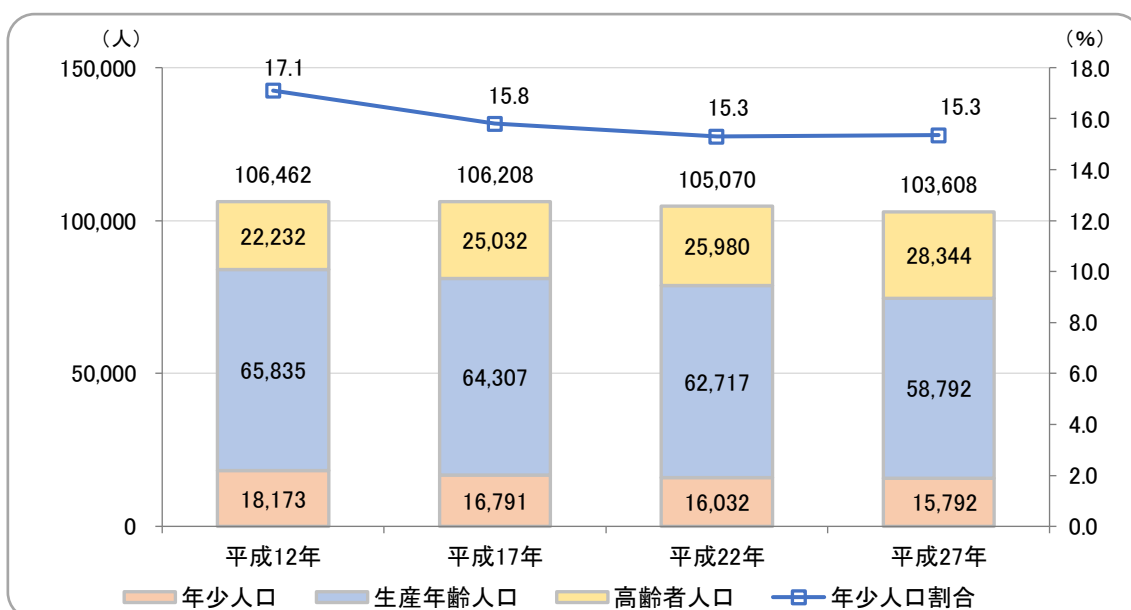
※小数点以下の処理の場合、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。

(資料：国勢調査)

住民基本台帳人口の推移

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総人口(人)	105,225	104,915	104,492	104,343	103,695

(資料：住民基本台帳人口 10月1日時点)



(2) 将来人口の推計

本市の総人口は、令和6年度には99,385人と推計され緩やかな減少傾向となっています。

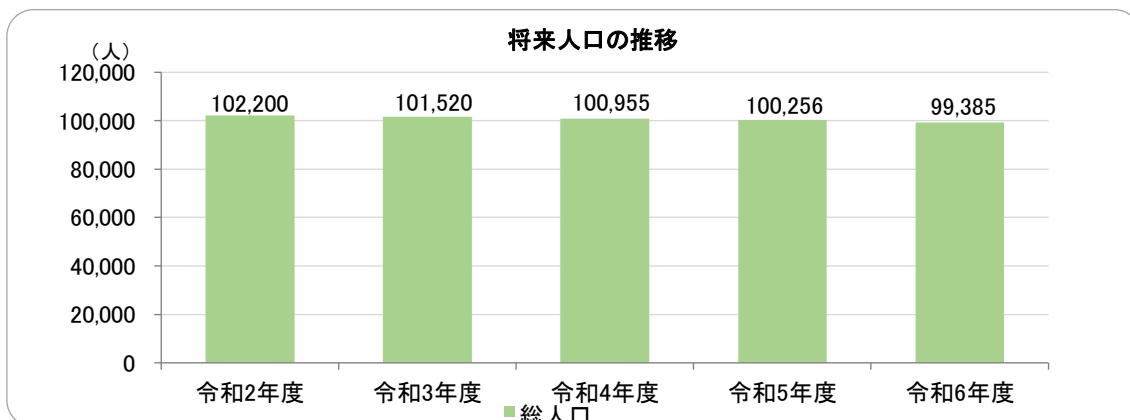
乳幼児の人口についても、令和2年の6,103人から、計画の最終年度にあたる令和6年には5,533人となり、570人の減少と推計されます。

なお、国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和2～6年度までの人口推計は、平成26～30年の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法※により算出しました。

※コーホート変化率法とは、ある一定期間における人口の変化率に着目し、その間の人口変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

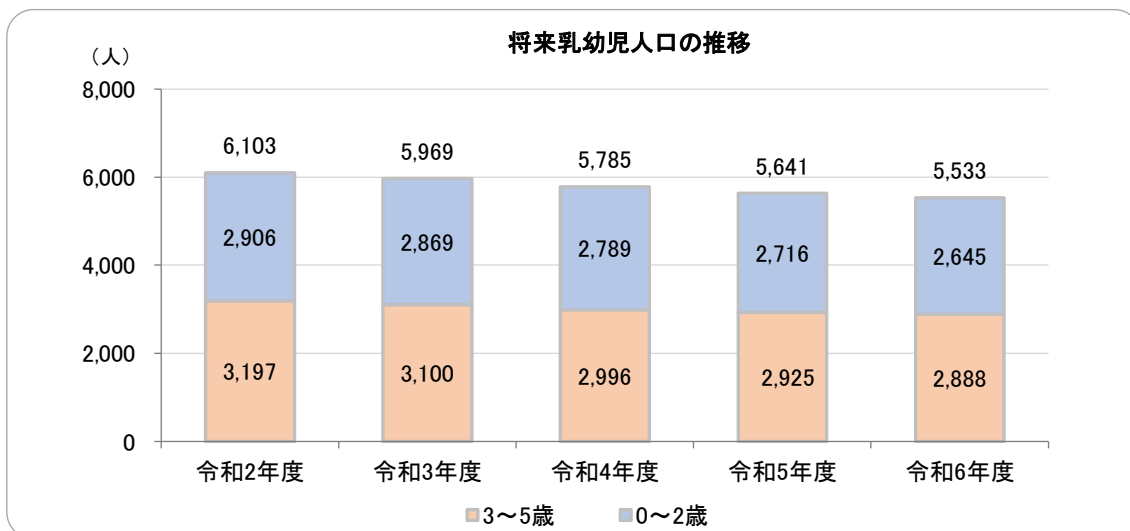
将来人口の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口(人)	102,200	101,520	100,955	100,256	99,385



将来乳幼児人口の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳	2,906	2,869	2,789	2,716	2,645
3～5歳	3,197	3,100	2,996	2,925	2,888
合計	6,103	5,969	5,785	5,641	5,533



(3) 出生の動向

人口千人あたりの出生率は、平成25年の10.8から、平成29年には9.9と減少していますが、鹿屋保健所管内、鹿児島県、国と比較すると高い水準が続いています。

また、1人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの）は平成29年には2.02となり鹿屋保健所管内、鹿児島県、国と比較すると高い水準が続いていますが、少子化傾向が続いています。

出生数・出生率の推移

■鹿屋市

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	1,117	1,129	1,090	1,039	1,017
出生率(人/人口千人)	10.8	10.8	10.6	10.1	9.9

■鹿屋保健所管内

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	1,427	1,453	1,383	1,342	1,276
出生率(人/人口千人)	9.0	9.2	8.9	8.6	8.3

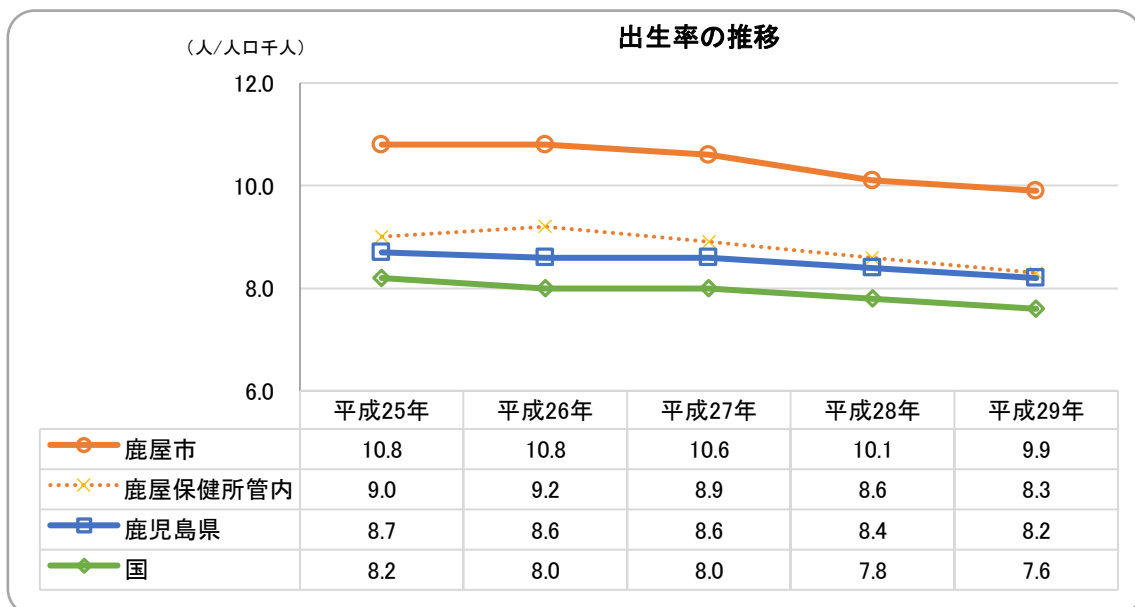
■鹿児島県

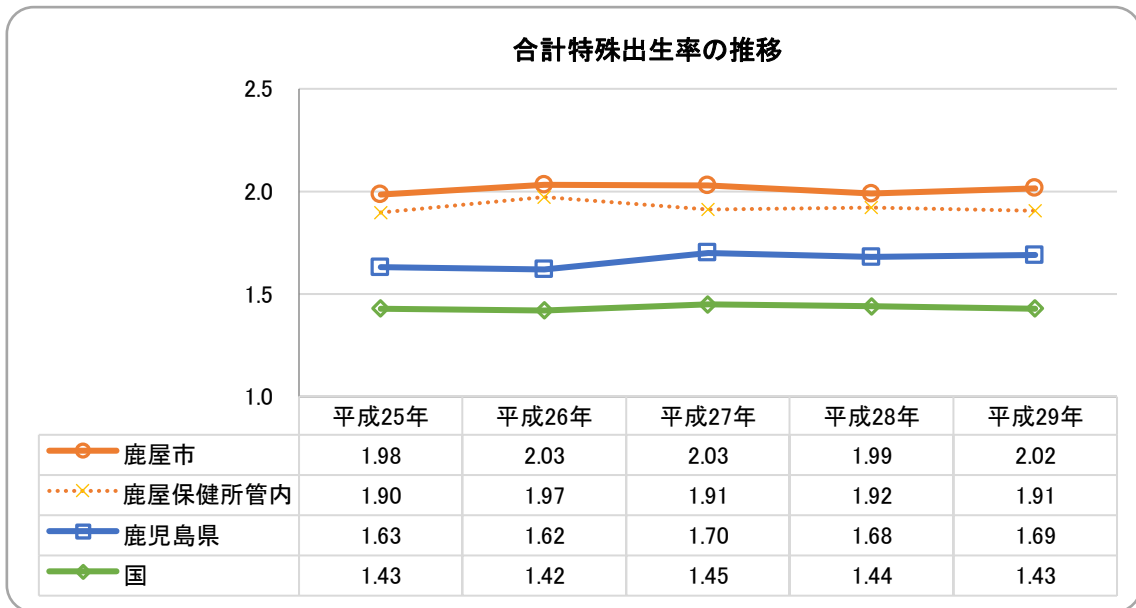
区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	14,637	14,236	14,125	13,688	13,029
出生率(人/人口千人)	8.7	8.6	8.6	8.4	8.2

■全国

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	1,029,817	1,003,609	1,005,721	977,242	946,146
出生率(人/人口千人)	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

(資料：人口動態統計)



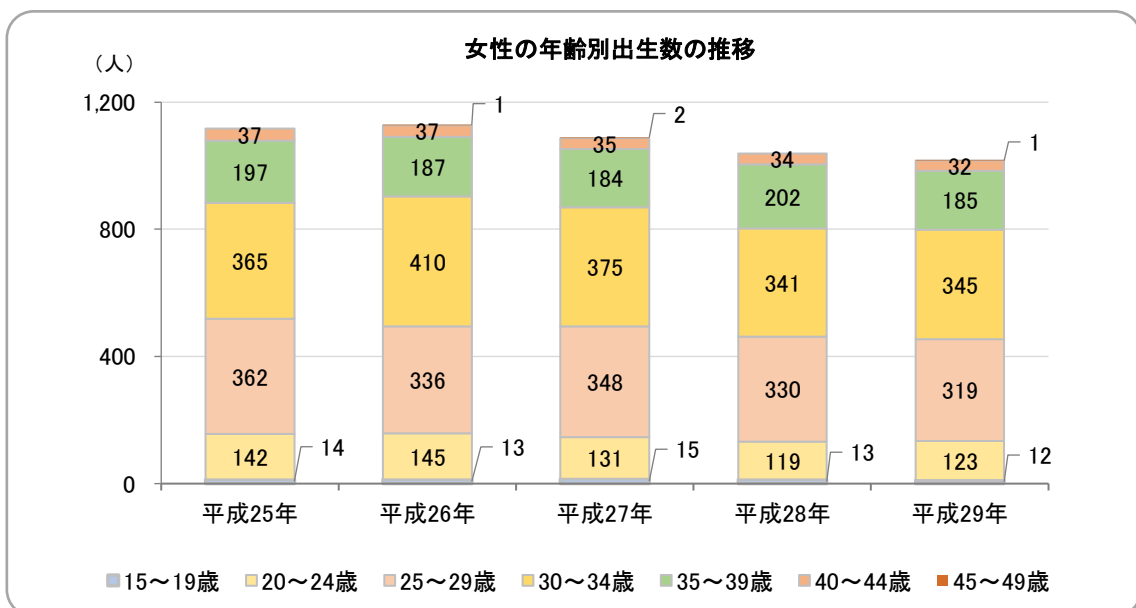


(資料：人口動態統計調査より算出)

(4) 女性の年齢別出生数の推移

女性の年齢別出生数は、平成25年では25～29歳の出生数が362人、30～34歳の出生数が365人でしたが、平成29年では25～29歳で319人、30～34歳で345人となり、25～29歳では40人以上減少しています。

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	1,117	1,129	1,090	1,039	1,017
15～19歳	14	13	15	13	12
20～24歳	142	145	131	119	123
25～29歳	362	336	348	330	319
30～34歳	365	410	375	341	345
35～39歳	197	187	184	202	185
40～44歳	37	37	35	34	32
45～49歳	0	1	2	0	1



(資料：人口動態統計)

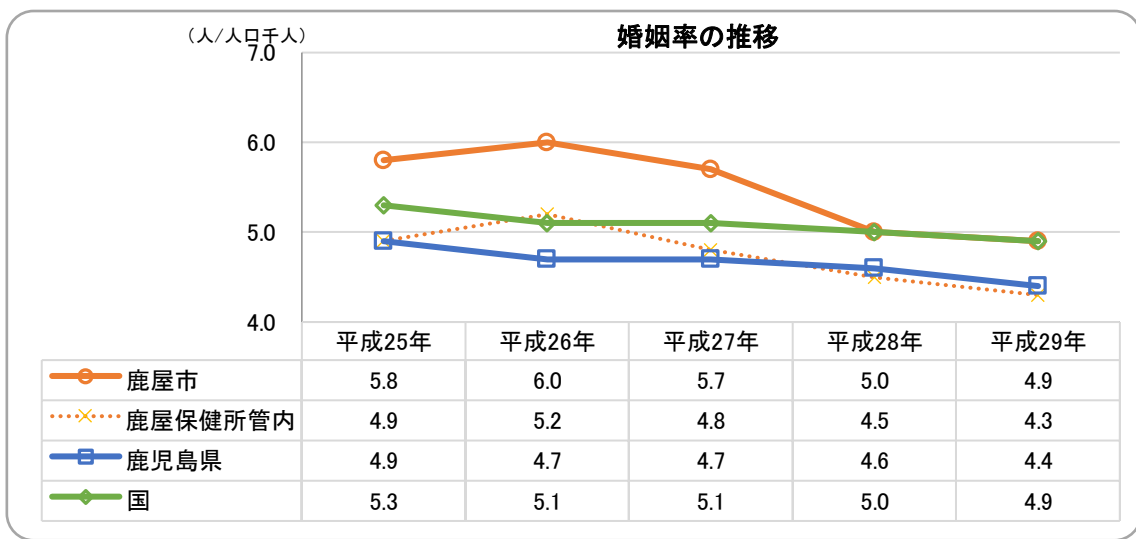
(5) 婚姻、離婚の動向

婚姻率は、平成 29 年で 4.9 と減少傾向にありますが、鹿屋保健所管内、鹿児島県、国と比較して高い割合で推移しています。

離婚率は、平成 29 年で 2.21 と増加傾向にあり、鹿屋保健所管内、鹿児島県、国と比較して高い割合で推移しています。

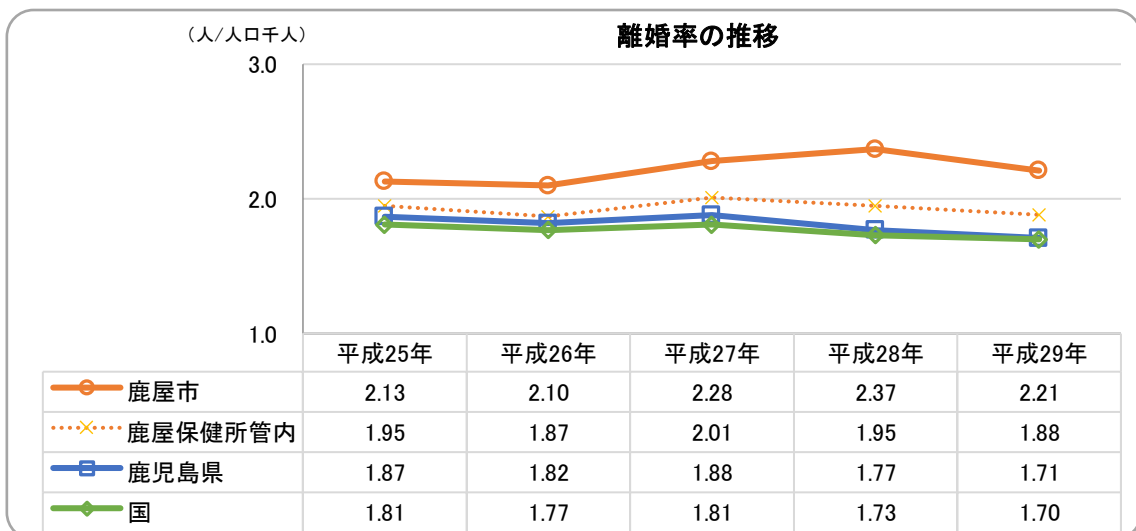
区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
鹿屋市	597	620	586	520	510
鹿屋保健所管内	782	816	753	694	656
鹿児島県	8,179	7,837	7,724	7,483	7,146
国	660,613	643,749	635,156	620,531	606,866

(人)



(資料：人口動態統計)
(人)

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
鹿屋市	221	219	235	245	228
鹿屋保健所管内	310	296	314	303	289
鹿児島県	3,125	3,025	3,085	2,891	2,776
国	231,383	222,107	226,215	216,798	212,262

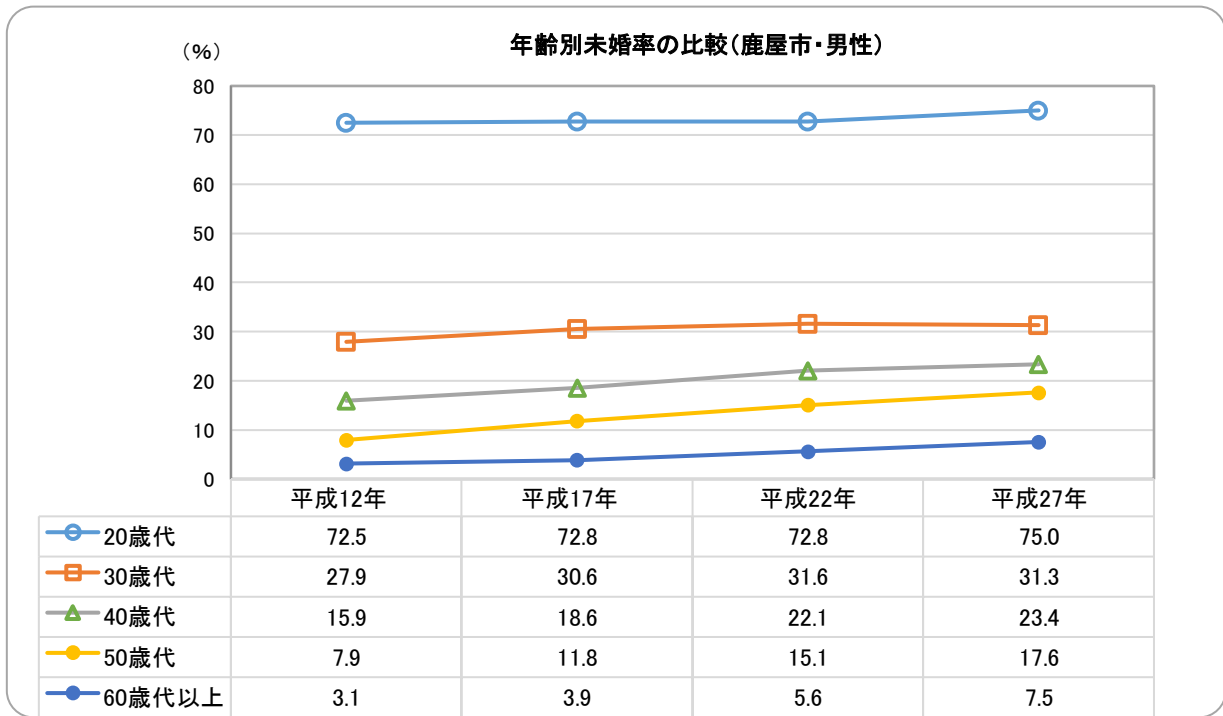


(資料：人口動態統計)

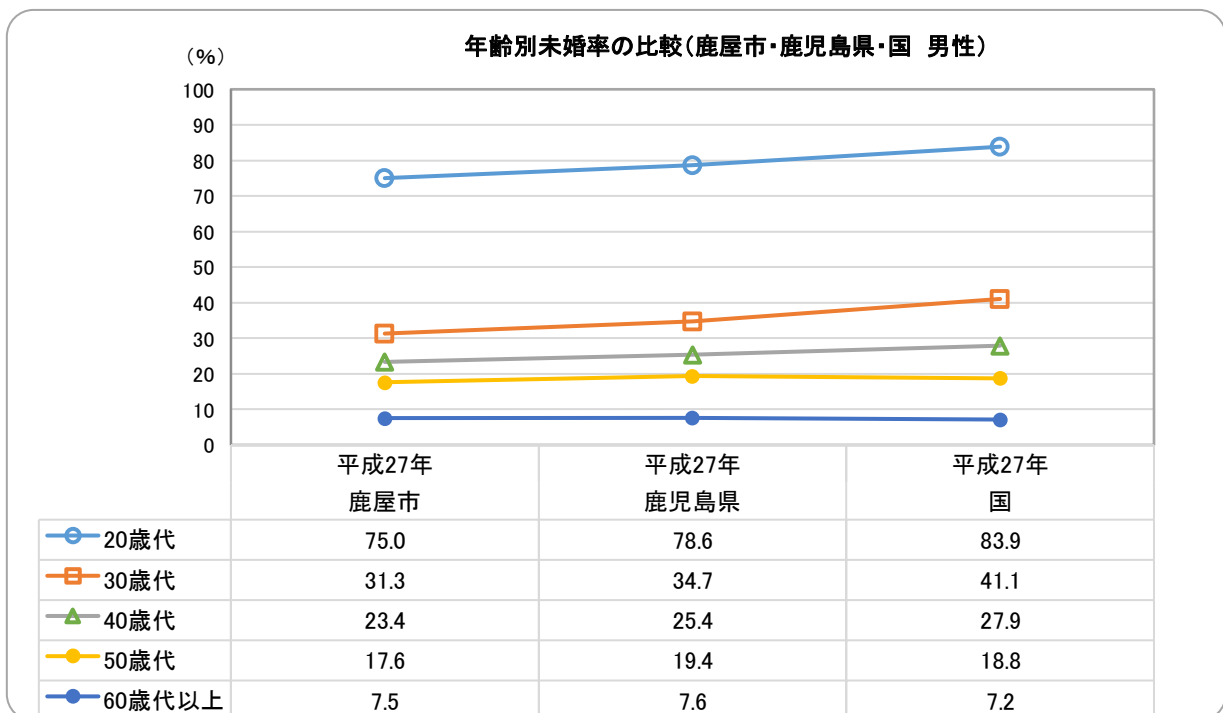
(6) 未婚率の状況

① 男性の年齢別未婚率の比較

平成27年の男性の未婚率は、平成12年と比較すると40歳代、50歳代は未婚率が5ポイント以上上昇しており未婚化が進んでいます。また、60歳代以下では鹿児島県、国より下回っています。



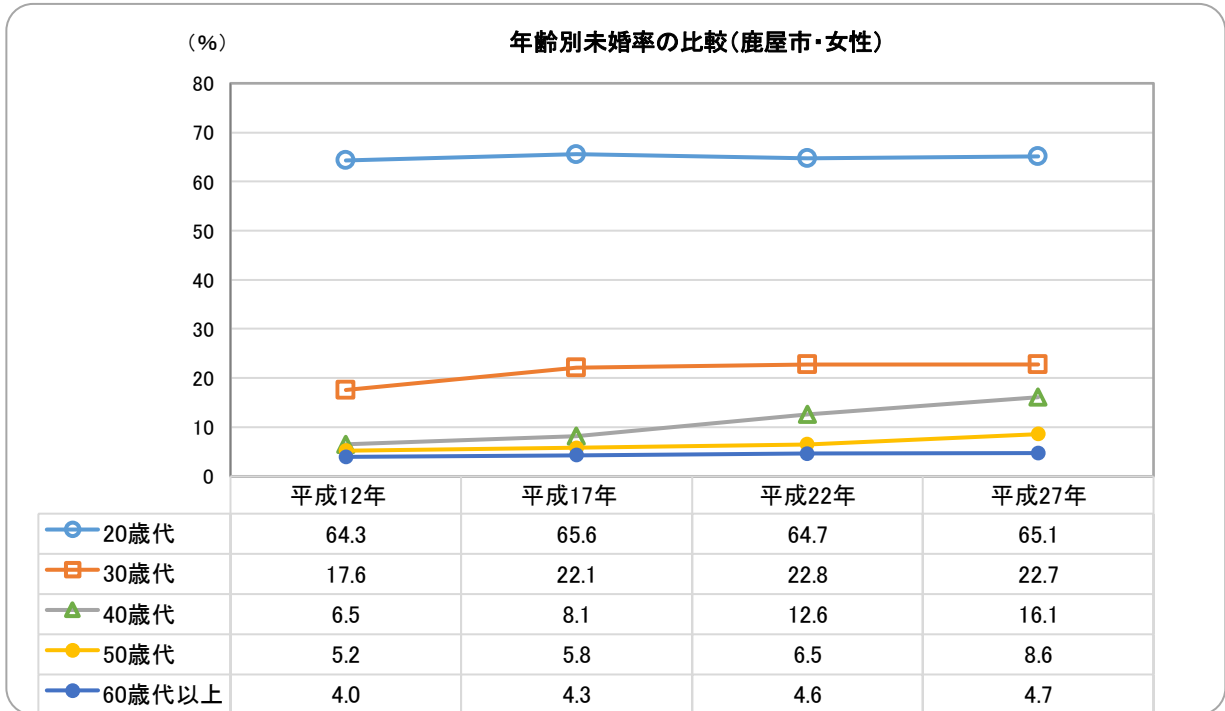
(資料：国勢調査)



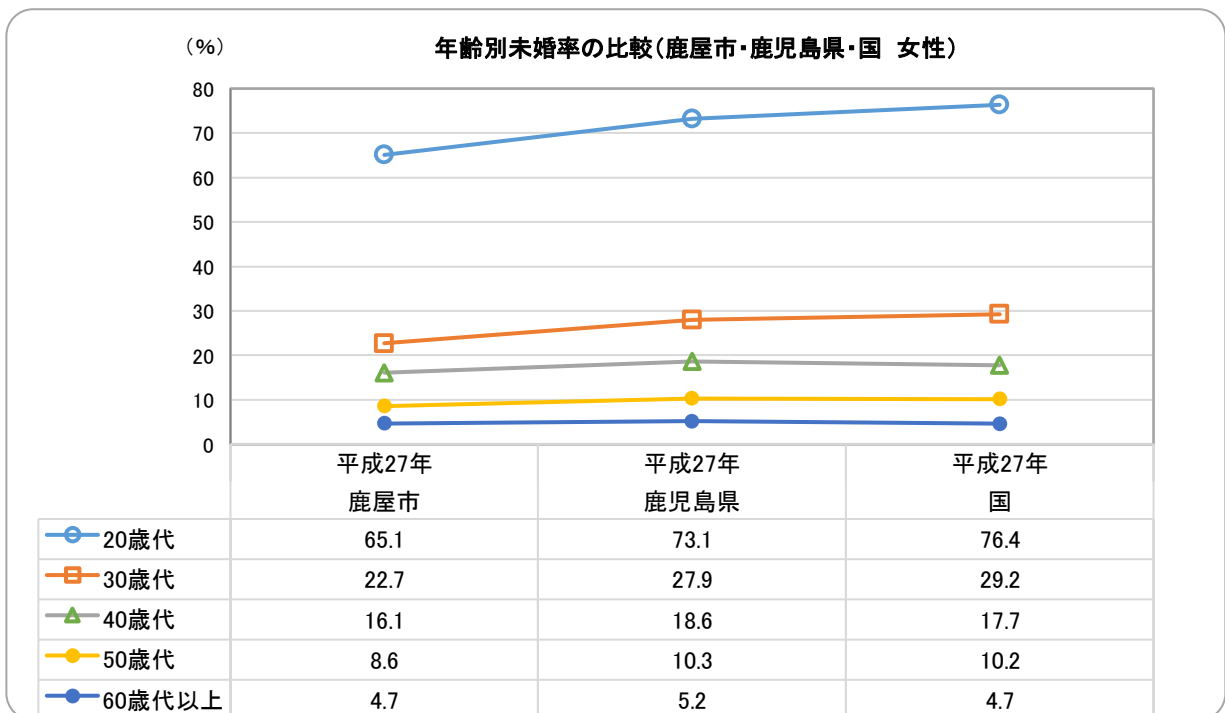
(資料：国勢調査)

②女性の年齢別未婚率の比較

平成27年の女性の未婚率は、平成12年と比較すると30歳代、40歳代は未婚率が5ポイント以上上昇しており未婚化が進んでいます。また、50歳代以下では鹿児島県、国より下回っています。



(資料：国勢調査)



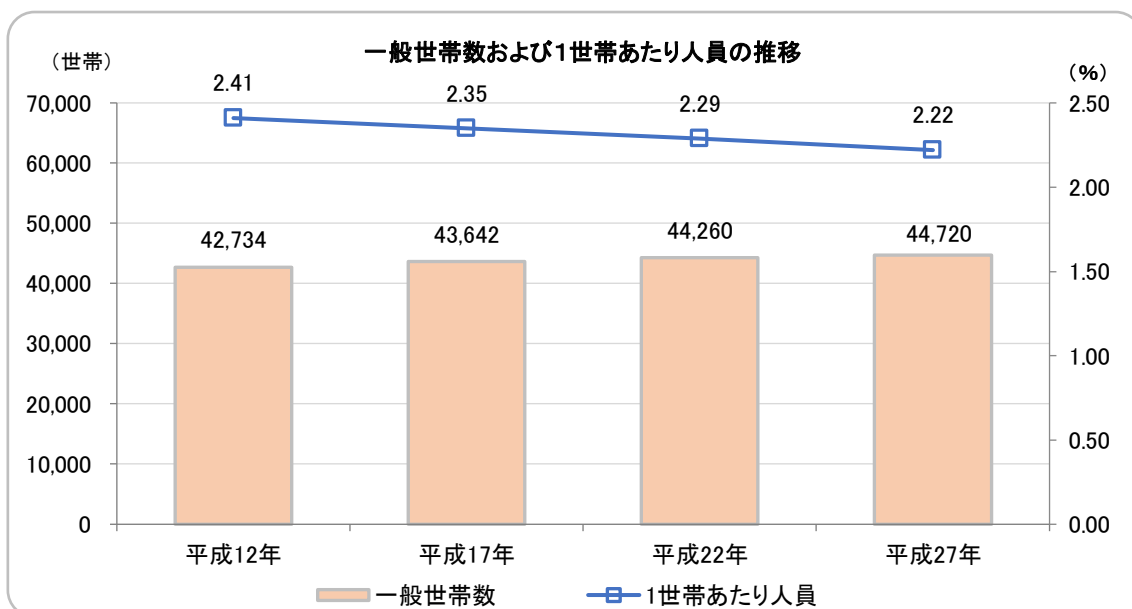
(資料：国勢調査)

(7) 世帯の状況

① 一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移

一般世帯数は、平成27年では、44,720世帯で平成12年から1,986世帯の増加となっています。また、1世帯あたり人員は、平成12年以降減少傾向で推移しており、平成27年では2.22人で核家族化が進行していることがうかがえます。

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	42,734	43,642	44,260	44,720
世帯人員	103,029	102,576	101,242	99,306
1世帯あたり人員	2.41	2.35	2.29	2.22



(資料：国勢調査)

②世帯の家族類型の推移

世帯の総数については、平成27年では44,720世帯で平成12年から1,986世帯の増加となっています。核家族世帯は減少傾向にあります。単独世帯は増加傾向にあります。また母子家庭は増加傾向、父子家庭は減少傾向にあります。

家族類型別世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	42,734	43,642	44,260	44,720
A 親族世帯	30,074	30,200	29,905	28,937
I 核家族世帯	27,902	28,007	27,938	27,178
(1) 夫婦のみ	10,979	11,162	11,255	11,267
(2) 夫婦と子ども	13,465	12,942	12,368	11,596
(3) 男親と子ども	497	536	613	624
(4) 女親と子ども	2,961	3,367	3,702	3,691
II その他の親族世帯	2,172	2,193	1,967	1,759
B 非親族世帯	165	202	326	330
C 単独世帯	12,495	13,240	13,968	15,404
父子家庭(再掲)	142	161	146	127
母子家庭(再掲)	838	954	1,110	1,065

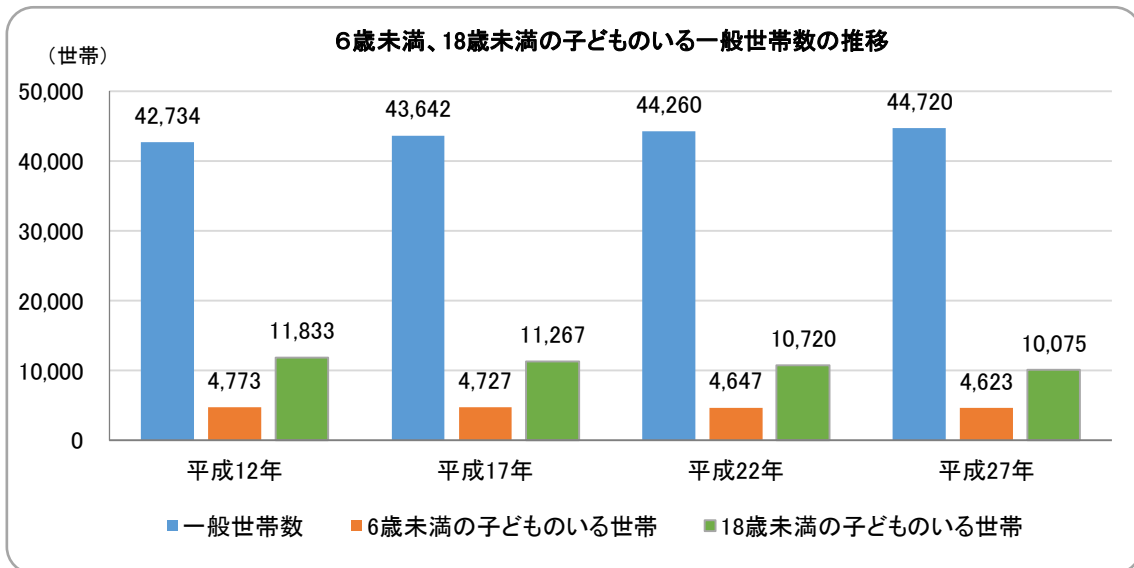
※家族類型「不詳」も含まれます。(再掲)はA 親族世帯に含まれています。

(資料：国勢調査)

③6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

6歳未満の子どものいる世帯は、平成27年では4,623世帯で平成12年から150世帯の減少となっています。

18歳未満の子どものいる世帯は、平成27年では10,075世帯で平成12年から1,758世帯の減少となっています。子どものいる世帯はともに減少傾向にあります。



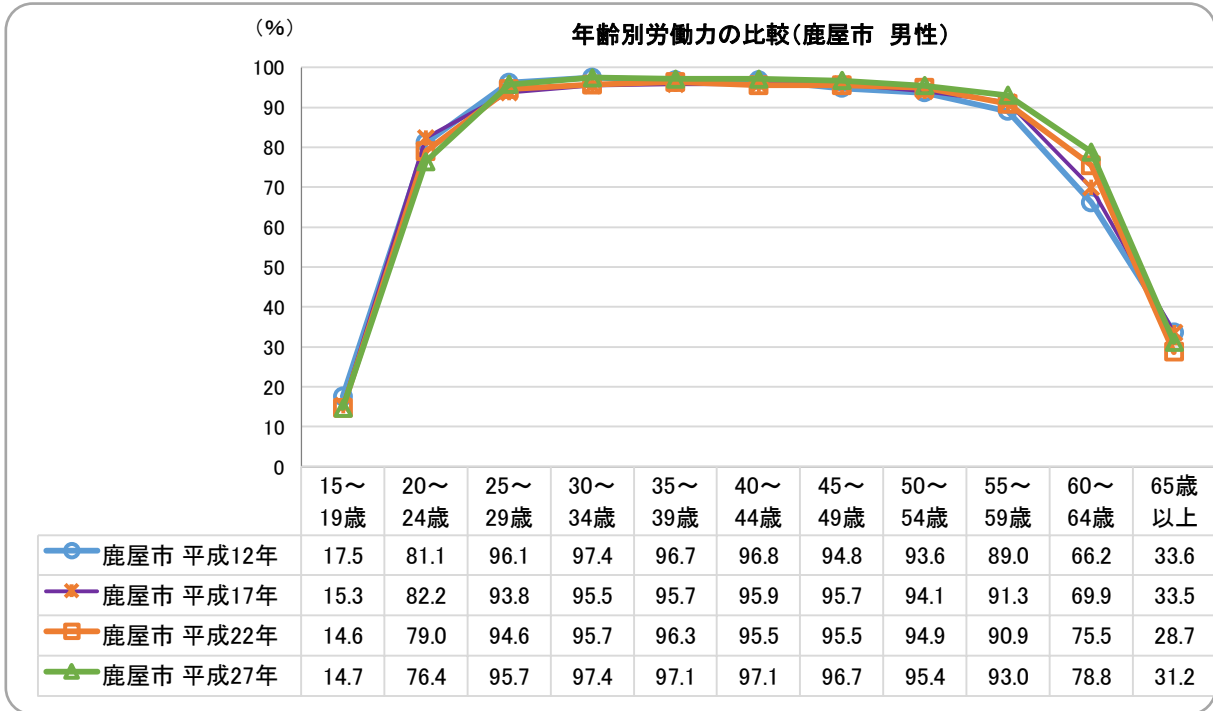
(資料：国勢調査)

(8) 就労の状況

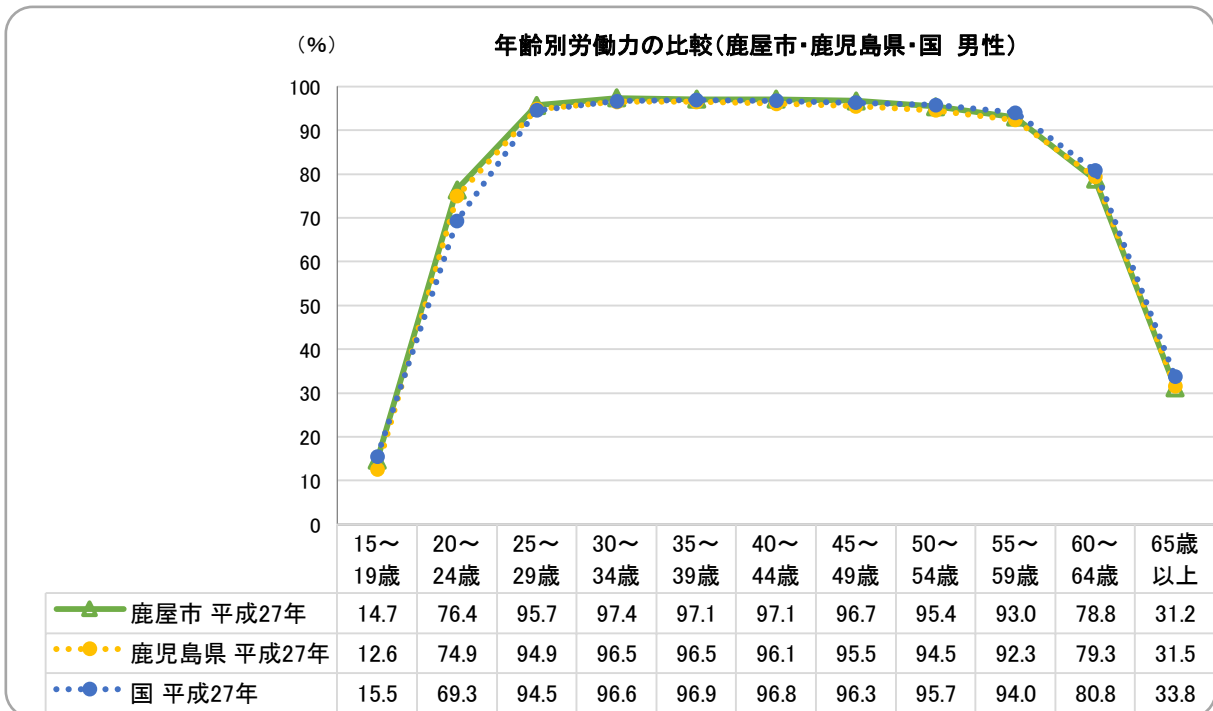
① 男性の年齢別労働力率の比較

平成27年の男性の年齢別労働力率は、20～49歳では鹿児島県、国より上回っています。

平成12年と比較すると、30歳以下では下回っていますが、60～64歳では10ポイント以上上回っています。



(資料：国勢調査)

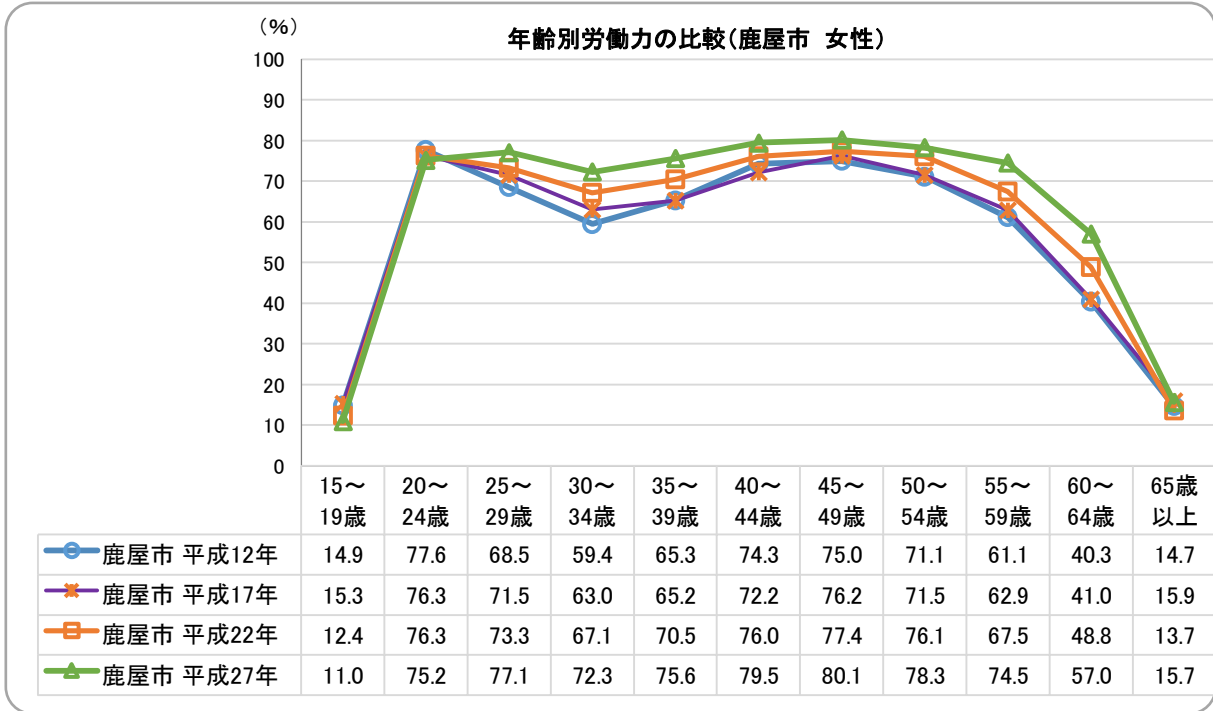


(資料：国勢調査)

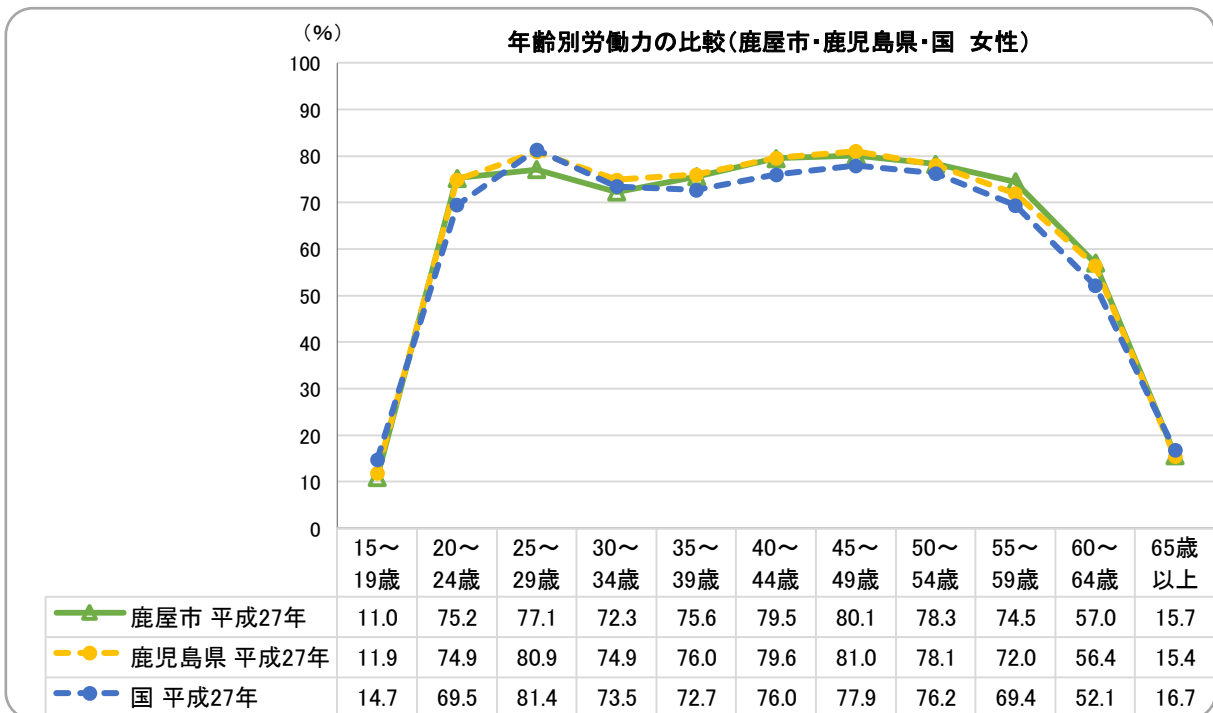
②女性の年齢別労働力率の比較

平成27年の女性の年齢別労働力率は、25～34歳では鹿児島県、国より下回っています。

平成27年の女性の年齢別労働力率は、25～29歳（77.1%）と45～49歳（80.1%）を左右のピークとして30～34歳（72.3%）を底とするM字カーブとなり、平成12年の20～24歳（77.6%）と45～49歳（75.0%）を左右のピークとして30～34歳（59.4%）を底とするM字カーブより小さくなっています。



(資料：国勢調査)

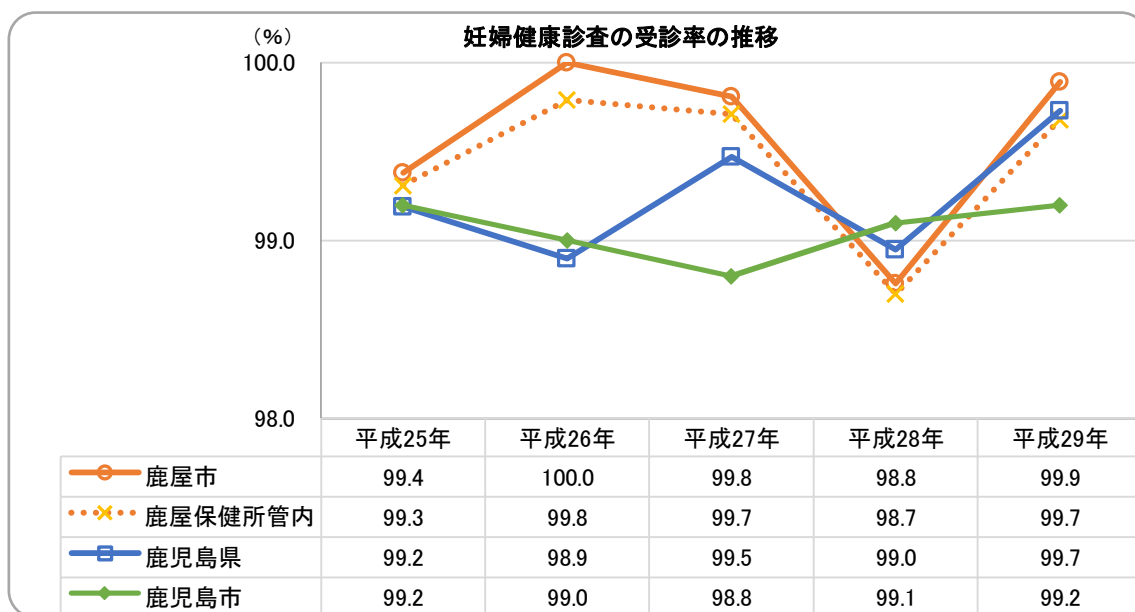


(資料：国勢調査)

(9) 母子保健に関する状況

① 妊婦健康診査受診率

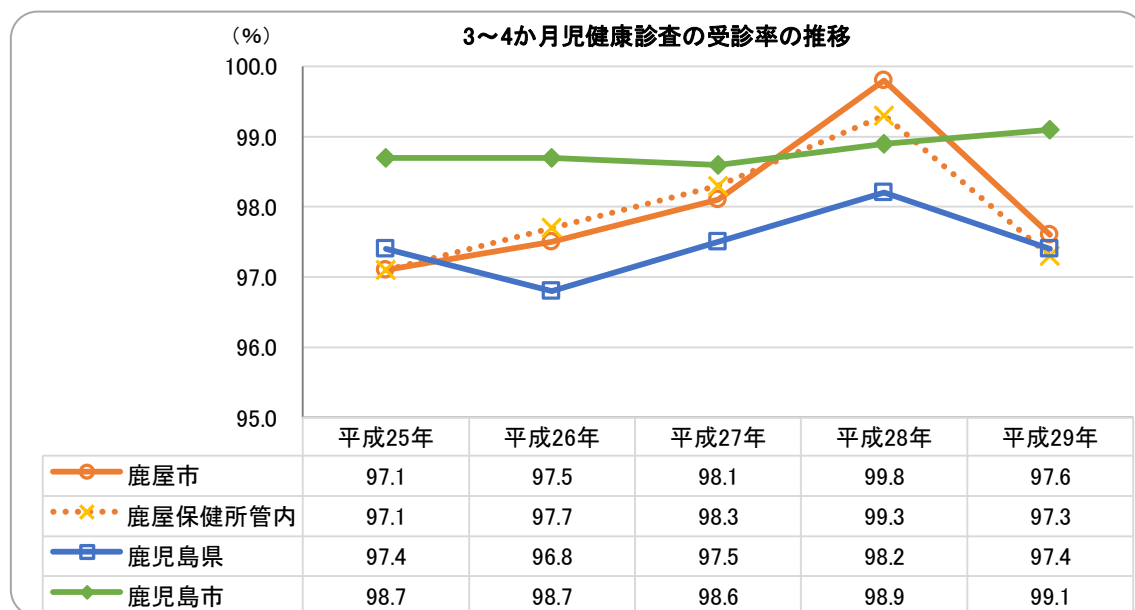
妊婦健康診査の受診率は、いずれの年もほぼ全数受診しており、鹿屋保健所管内、鹿児島県と比較しても同程度で推移しています。



(資料：鹿児島県の母子保健)
※鹿児島県については、鹿児島市を除く

② 乳児（3～4か月児）健康診査受診率

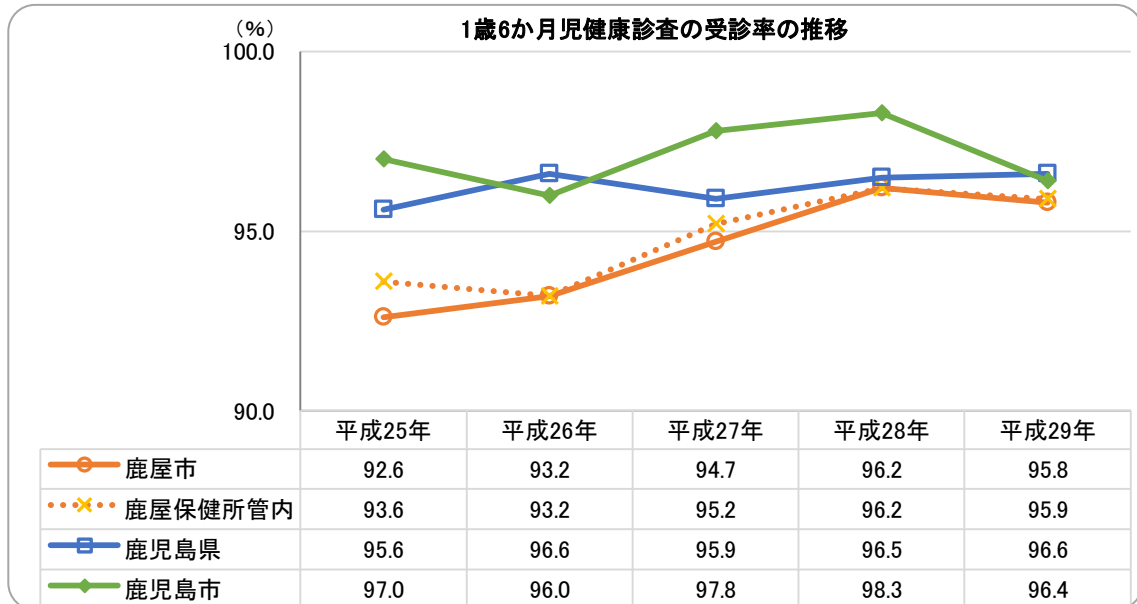
乳児（3～4か月児）健康診査受診率は、平成29年は減少しているものの鹿屋保健所管内、鹿児島県より高い水準になっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)
※鹿児島県については、鹿児島市を除く

③ 1歳6か月児健康診査受診率

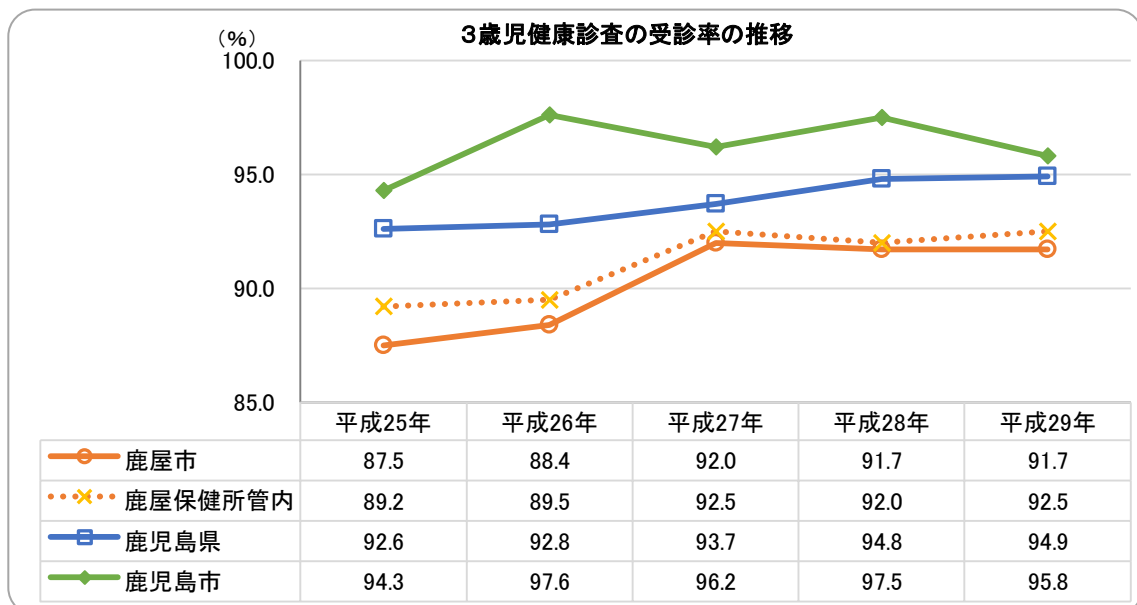
1歳6か月児健康診査受診率は、平成29年に95.8%と増加傾向にありますが、鹿屋保健所管内、鹿児島県、鹿児島市より低い水準となっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)
※鹿児島県については、鹿児島市を除く

④ 3歳児健康診査受診率

3歳児健康診査受診率は、平成29年に91.7%と90.0%を超え増加傾向にありますが、鹿屋保健所管内、鹿児島県、鹿児島市より低い水準となっています。



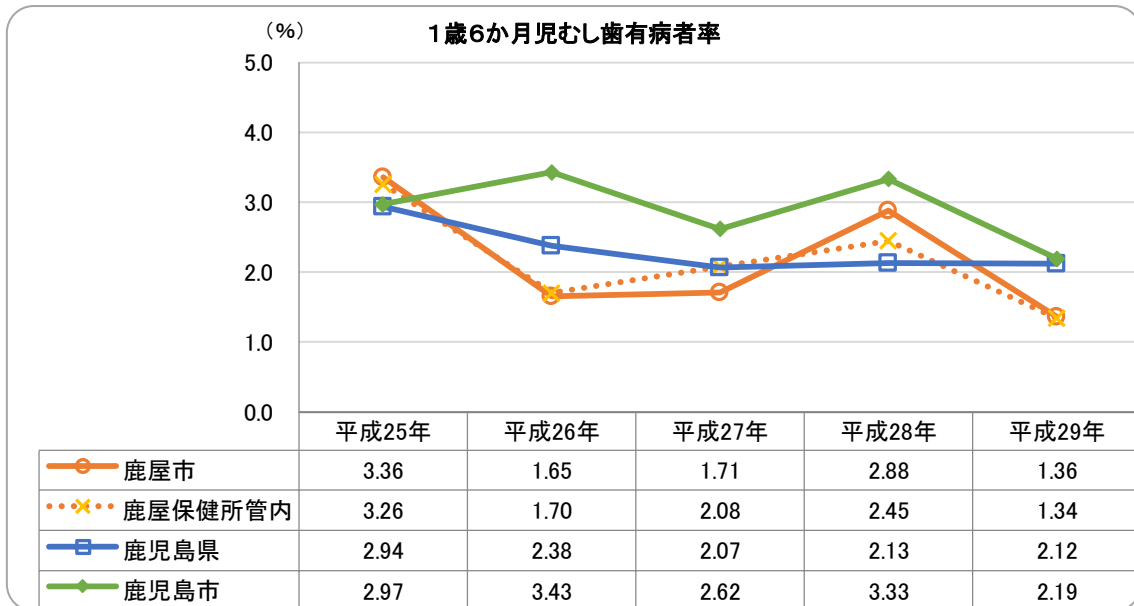
(資料：鹿児島県の母子保健)
※鹿児島県については、鹿児島市を除く

⑤ 1歳6か月児歯科健康診査受診率

歯科健康診査受診率・有病者率の推移をみると、1歳6か月児の受診率は、鹿屋保健所管内、鹿児島県と同程度で推移し、むし歯有病者率については、減少傾向にあります。平成29年には鹿児島県、鹿児島市より低く、鹿屋保健所管内より高くなっています。

1歳6か月児歯科健康診査受診率の推移

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
鹿屋市	92.5	93.2	94.7	96.2	95.8
鹿屋保健所管内	93.6	93.1	95.2	96.1	95.9
鹿児島県	95.8	95.4	95.4	96.4	96.5
鹿児島市	96.8	95.9	97.6	98.2	96.2



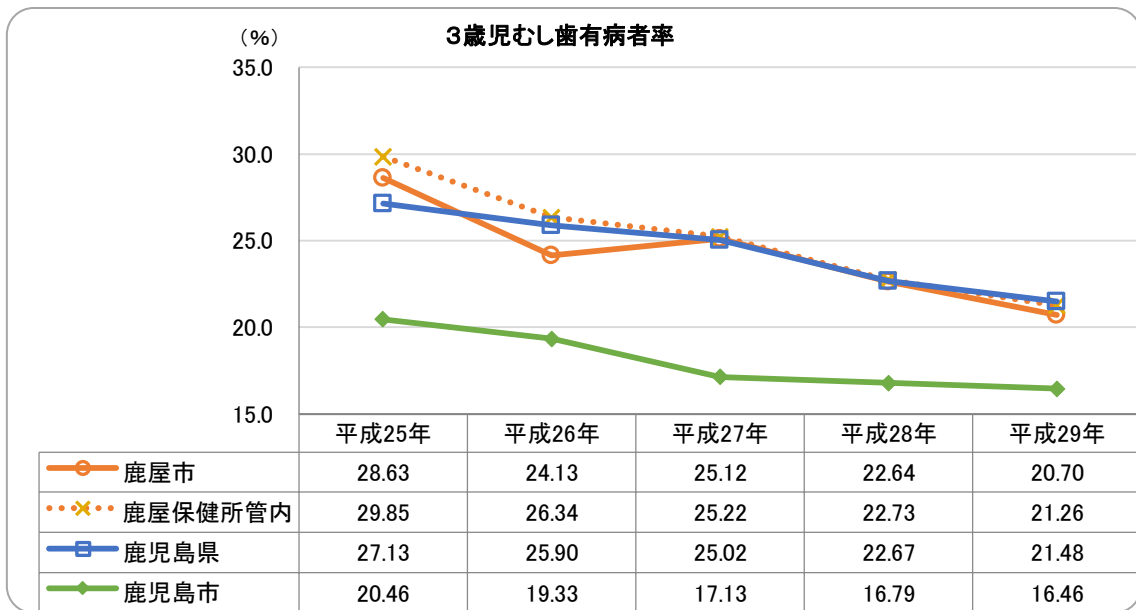
(資料：鹿児島県の母子保健)
※鹿児島県については、鹿児島市を除く

⑥ 3歳児歯科健康診査受診率

歯科健康診査受診率・有病者率の推移をみると、3歳児の受診率は、鹿児島県、鹿児島市より低く推移し、むし歯有病者率については、減少傾向にあります。

3歳児歯科健康診査受診率の推移

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
鹿屋市	87.5	88.4	92.0	91.7	91.7
鹿屋保健所管内	89.2	86.7	92.5	92.0	92.5
鹿児島県	92.6	92.3	93.6	94.8	94.7
鹿児島市	94.2	97.5	96.2	97.4	95.8



(資料：鹿児島県の母子保健)
※鹿児島県については、鹿児島市を除く

⑦ 鹿屋市の予防接種実施状況

予防接種実施状況は、年によって増減はありますが、平成28年度以降予防接種の受診率が高くなっています。特に日本脳炎の第2期の接種が高くなっています。

予防接種実施状況

年次	四種混合		麻疹・風疹		日本脳炎		
	初回	追加	1期	2期	第1期 初回	第1期 追加	第2期
平成25年度	92.2	76.8	95.9	91.0	82.0	90.1	71.0
平成26年度	99.1	77.2	96.5	92.2	94.7	95.1	48.7
平成27年度	97.8	90.3	93.1	90.1	89.1	71.6	87.3
平成28年度	100.4	98.3	97.9	89.6	100.8	95.0	52.1
平成29年度	93.7	102.9	95.4	92.5	94.2	80.0	130.9

(資料：鹿児島県の母子保健)

※対象者数は当該年度に新たに標準的接種期間に達した人数であることにに対し、接種者数は当該年度に定期予防接種を実施した人数であるため、接種は100%を超える場合があります。

(10) 児童虐待に対する相談対応件数の推移

児童虐待に対する相談対応件数は、鹿屋市、鹿児島県、国ともに増加傾向です。

なお、平成 29、30 年度の市の相談対応件数が増加しているのは、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行う（面前DV）」ことに該当するものとして警察から通告されたものが増えています。

児童虐待に対する相談対応件数の推移 (件)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
鹿屋市	24	33	16	44	95
鹿児島県	247	306	352	781	1,131
国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850

(資料：厚生労働省・鹿児島県)

2 子育て支援施設等の現状

(1) 鹿屋市の教育・保育施設の利用数推移について

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認可保育所等 ①	3,008	3,464	3,657	3,734	3,772
認可保育所	2,667	2,311	1,978	1,754	1,394
認定こども園	290	1,058	1,544	1,850	2,249
地域型保育事業	51	95	135	130	109
幼稚園 ②	1,040	1,037	952	756	724
小計 (①+②)	4,048	4,501	4,609	4,490	4,476
認可外保育施設 ③	306	219	203	189	213
認可外保育所(事業所内含む)	306	219	175	175	137
企業主導型保育事業				14	76
合計(①+②+③) ④	4,354	4,720	4,812	4,679	4,689
推計人口 ⑤	6,724	6,543	6,574	6,374	6,113
家庭保育等(⑤-④)	2,370	1,823	1,762	1,695	1,424

※ 平成 31 年 4 月 1 日現在 認可保育所、認定こども園の入所者数は市外施設への入所者(152 人)を含む

※ 地域型保育事業の定員数は従業員枠(64 人)を含む

(2) 認可保育所の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在で、市内には 19 箇所の認可保育所があり、定員 1,325 人、入所児童数 1,394 人となっています。

■ 認可保育所の定員、入所児童数及び待機児童数(各年 4 月 1 日現在)

区分	園数	定員	入所児童数	待機児童数
平成 27 年度	32	2,387	2,733	0
平成 28 年度	28	2,047	2,311	0
平成 29 年度	24	1,788	1,978	0
平成 30 年度	22	1,654	1,754	0
平成 31 年度	19	1,325	1,394	0

■ 認可保育所一覧

No.	名称	定員数	No.	名称	定員数
1	高隈保育園	50	11	円鏡保育園	60
2	西南保育園	95	12	エンゼル保育園	100
3	平和保育園	60	13	ひばり保育園	60
4	さくら保育園	90	14	洗心保育園	60
5	白崎保育園	60	15	正徳保育園	60
6	野里保育園	60	16	ふたば保育園	60
7	東原保育園	60	17	瑞穂保育園	100
8	杉の子保育園	60	18	正覚寺保育園	60
9	はらい川保育園	70	19	ひなぎく保育園	60
10	わかば保育園	100			

(3) 認定こども園の状況

平成31年4月1日現在で、市内には22箇所の認定こども園があり、定員2,195人、入所児童数2,161人となっています。保育所や幼稚園から認定こども園への移行が進んでいます。

■ 認定こども園の定員、入所児童数(各年4月1日現在)

区分	園数	定員数	入所児童数	待機児童数
平成27年度	6	528	516	0
平成28年度	11	1,023	1,058	0
平成29年度	16	1,407	1,544	0
平成30年度	19	1,786	1,850	0
平成31年度	22	2,195	2,161	0

■ 認定こども園一覧

No.	名称	教育定員数	保育定員数
1	寿敬心保育園	10	150
2	アソカこども園	15	90
3	高須保育園	10	59
4	笠之原こども園	10	90
5	松下保育園	10	119
6	和光こども園	25	90
7	ふるえこども園	10	60
8	こばと保育園	10	99
9	光華こども園	10	45
10	二葉保育園	13	60
11	大黒保育園	11	99
12	敬心保育園	10	70
13	細山田こども園	15	90
14	上小原認定こども園	15	80
15	あいら認定こども園	15	100
16	つるみね保育園	10	60
17	光明こども園	10	45
18	鹿屋カトリック幼稚園	75	40
19	信愛こどもの園	60	50
20	いずみ幼稚園	42	18
21	西原幼稚園	155	30
22	南部幼稚園	80	30

(4) 地域型保育事業所の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在で、市内には 9 箇所の地域型保育事業所があり、定員 183 人、入所児童数 109 人となっています。

■地域型保育所の定員、入所児童数及び待機児童数(各年 4 月 1 日現在)

区分	園数	定員	入所児童数	待機児童数
平成 27 年度	3	55(23)	49	0
平成 28 年度	6	129(68)	95	0
平成 29 年度	8	178(73)	135	0
平成 30 年度	8	178(73)	130	0
平成 31 年度	9	183(64)	109	0

※定員の()内は、従業員枠の定員です。

■地域型保育事業所一覧

No.	名称	定員数	No.	名称	定員数
1	第1どんぐり保育園	19	6	ゆうゆう倶楽部保育園	14(5)
2	第2どんぐり保育園	19	7	ミルキーランド	12(36)
3	第3どんぐり保育園	19	8	チャイルドハウス花	5
4	第二南ん里保育園	19	9	チャイルドハウス夢	5
5	LINKS にじいろ保育園	7(23)			

※(No5～No7については、地域枠の定員数であり、従業員枠の定数は()内に記載しています)

(5) 幼稚園の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在で、市内には 5 箇所の幼稚園があり、定員 800 人、利用児童数 724 人となっています。

■幼稚園の定員、利用児童数(各年5月1日現在)

区分	園数	定員	利用児童数
平成 27 年度	7	1,145	1,040
平成 28 年度	7	1,145	1,037
平成 29 年度	7	1,065	952
平成 30 年度	5	890	756
平成 31 年度	5	800	724

■幼稚園一覧

No.	名称	定員数	No.	名称	定員数
1	鹿屋幼稚園	100	4	松下幼稚園	150
2	第一鹿屋幼稚園	180	5	日の出幼稚園	130
3	星幼稚園	240			

(6) 認可外保育施設

平成 31 年 4 月 1 日現在で、市内には 14 箇所の認可外保育施設があり、定員は 466 人となっています。

■認可外保育施設一覧(No7～No12 は企業主導型保育事業)

No.	名称	定員数	No.	名称	定員数
1	くりのみ学園	130	8	アレグリアファームこども園かのや Kids	12
2	保育サポートぽよぽよはうす	20	9	CoCo 保育園	12
3	保育サポートぽよぽよはうす西原分園	15	10	ひいらぎ保育園	19
4	イエローハウス キンダーガーデン	9	11	みなみのたいよう保育園A.S.K	102
5	第一南ん里保育園	50	12	池田保育園	12
6	星塚保育園	16	13	大隅鹿屋病院保育室	30
7	キッズハウス りんりん	19	14	ピッコロドーム(みどりの園)	20

(7) 地域子育て支援施設の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在で、市内には 2 箇所の地域子育て支援センターとつどいの広場が 5 箇所あり、利用者の合計は 34,426 人となっています。

■地域子育て支援施設利用の年間延べ人数の推移(各年 3 月 31 日現在) (単位: 人)

区分	子ども	保護者	利用者合計
平成 26 年度	-	-	37,893
平成 27 年度	19,608	16,746	36,354
平成 28 年度	17,352	19,271	36,623
平成 29 年度	18,876	21,155	40,031
平成 30 年度	18,114	16,312	34,426

※平成 26 年度は利用者合計のみの記載

■地域子育て支援センター及びつどいの広場

No.	名称	No.	名称
1	ふたばRC	5	つどいの広場「ふれあい」
2	わかば楽々	6	つどいの広場「ひまわり」
3	つどいの広場「ひよこ」	7	つどいの広場「バンビ」
4	つどいの広場「りな」		

(8) 放課後児童クラブの状況

平成 31 年 4 月 1 日現在で、市内には 32 箇所の放課後児童クラブがあり、定員は 1,305 人、登録児童の合計は 1,794 人となっています。

■放課後児童クラブ登録児童数の推移(各年5月1日現在)

(単位:人)

区分	定員	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
平成 27 年度	1,005	374	327	311	160	134	44	1,350
平成 28 年度	1,112	407	325	262	243	110	107	1,454
平成 29 年度	1,226	504	406	277	186	158	85	1,616
平成 30 年度	1,108	473	443	312	213	125	93	1,659
平成 31 年度	1,305	463	429	390	250	173	89	1,794

■放課後児童クラブ一覧(実態状況調査令和元年6月26日現在)

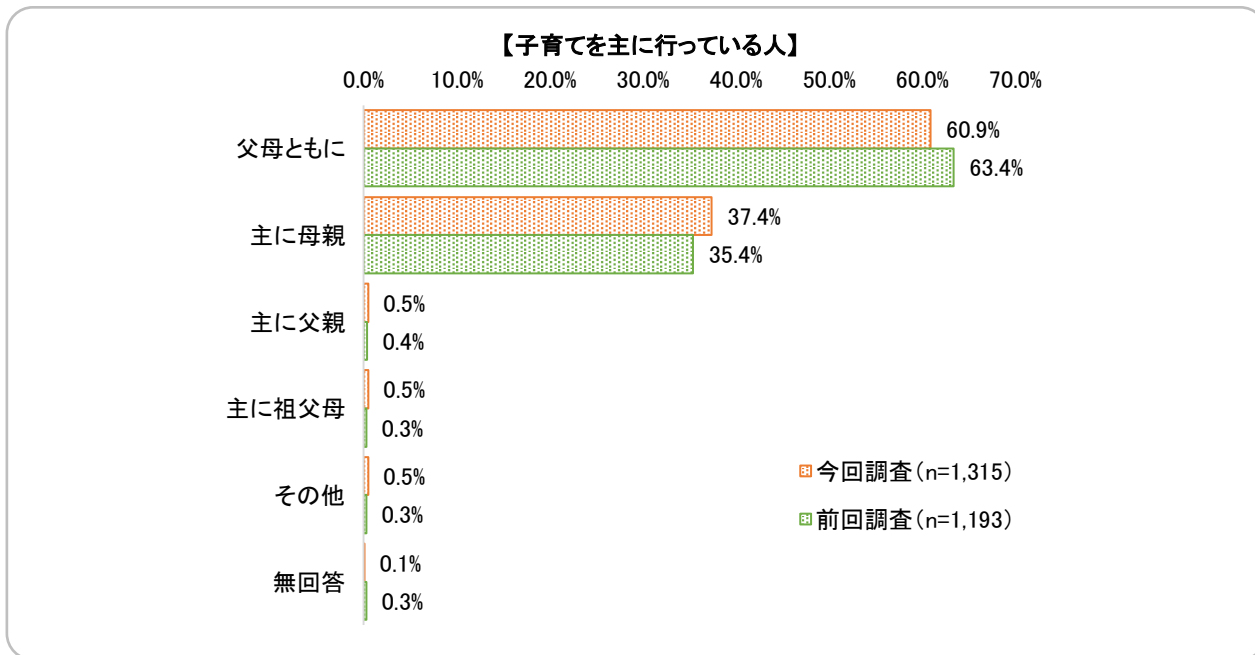
(単位:人)

No.	名称	定員数	No.	名称	定員数
1	鹿屋学童育成クラブ	45	17	第2にしはら学童育成クラブ	25
2	第2鹿屋学童育成クラブ	45	18	西原台学童育成クラブ	30
3	はらい川児童クラブ	40	19	第2西原台学童育成クラブ	30
4	寿学童育成クラブ	40	20	野里学童育成クラブ	40
5	第2寿学童育成クラブ	30	21	第1こぼと児童クラブ	40
6	寿敬心学童育成クラブ	80	22	第2こぼと児童クラブ	40
7	わかば児童クラブ	45	23	第3こぼと児童クラブ	40
8	エンゼル児童クラブ	35	24	和光キッズクラブ	70
9	ことぶき北学童育成クラブ	40	25	南部幼稚園学童クラブ	40
10	第2ことぶき北学童育成クラブ	30	26	花岡児童育成クラブ	45
11	笠之原児童育成クラブ第1	40	27	光明児童クラブ	30
12	笠之原学童育成クラブ第2	40	28	正徳仲良しクラブ	35
13	ひなぎく保育園児童育成クラブ「ラビット館」	45	29	細山田こども園わんぱく児童クラブ	35
14	二葉児童クラブ	40	30	上小原児童クラブ	60
15	第2二葉児童クラブ	40	31	吾平児童クラブ	40
16	にしはら学童育成クラブ	40	32	いずみ幼稚園学童クラブ	30

3 子ども子育て支援事業二一ズ調査結果概要

(1) 子育てを主に行っている人について

子育て（教育を含む）を主に行っている方については、「父母ともに」が 60.9%と最も高く、次いで「主に母親」が 37.4%、「主に父親」「主に祖父母」「その他」が共に 0.5%となっています。

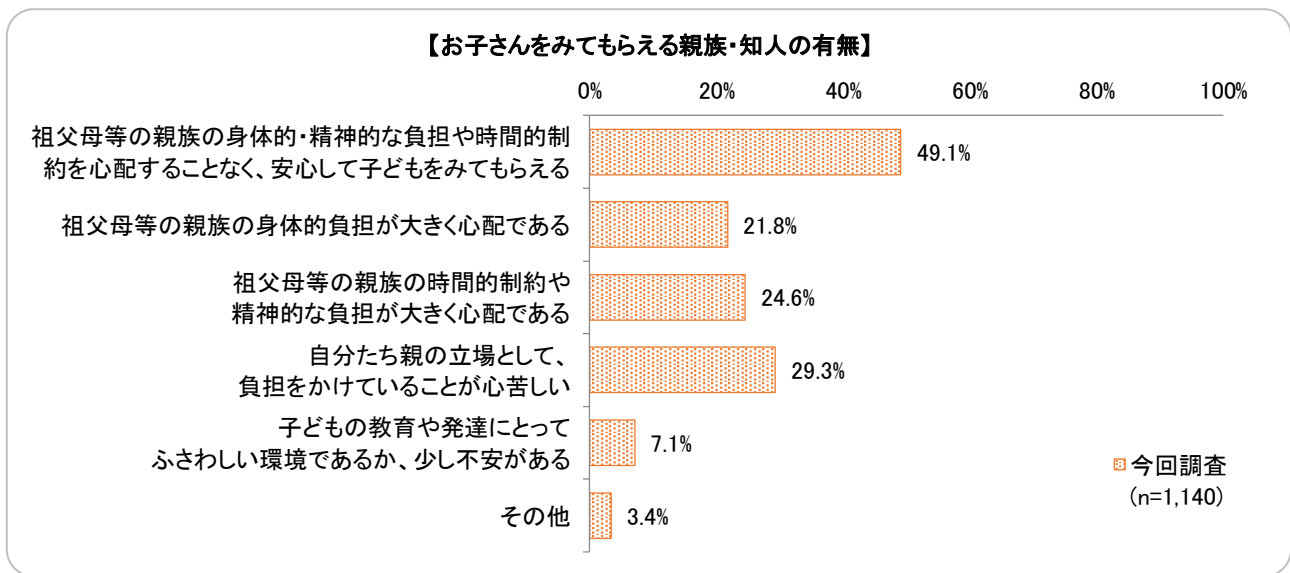
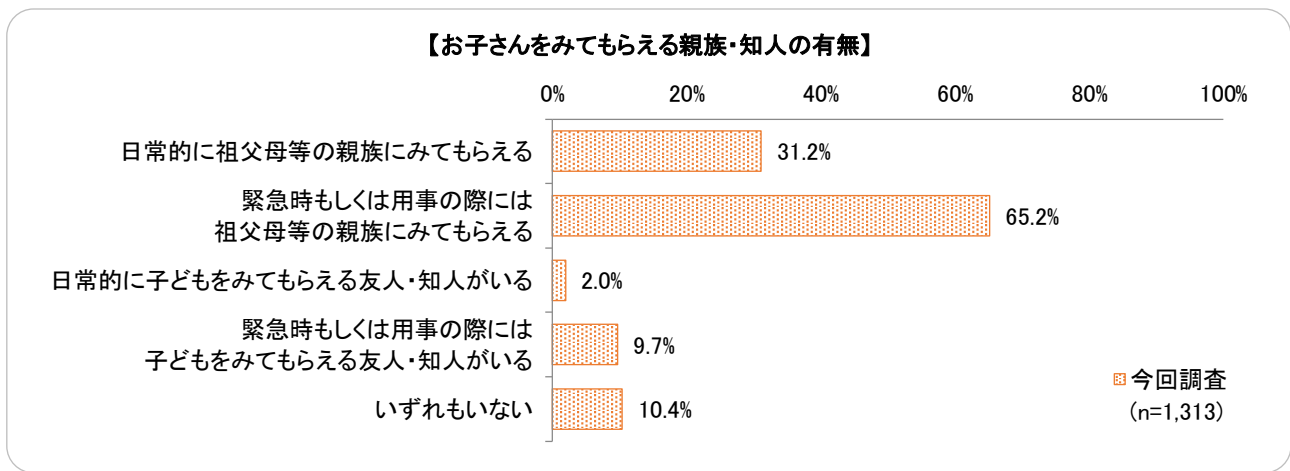


(2) 子どもの育ちをめぐる環境について

子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」(65.2%)、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(31.2%)と祖父母等に子どもを安心してみてもらえるという回答が大きく占めています。

日常的に子どもをみてもらえる家庭は3割、子どもをみてもらえない家庭は1割を超えています。

一方、祖父母等の親族に預かってもらっている状況については、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」(49.1%)、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」(29.3%)、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が心配である」(24.6%)の順となっています。

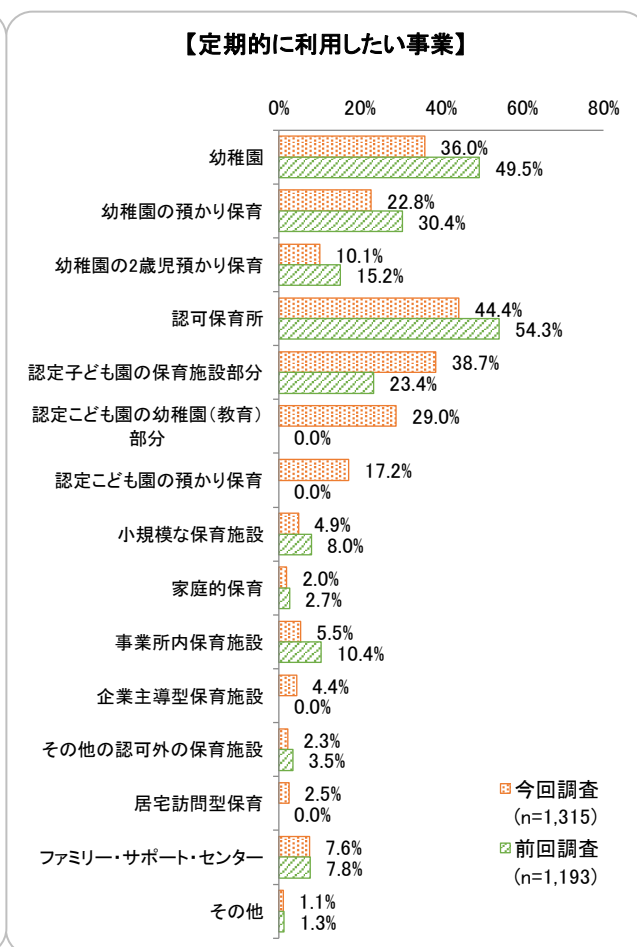
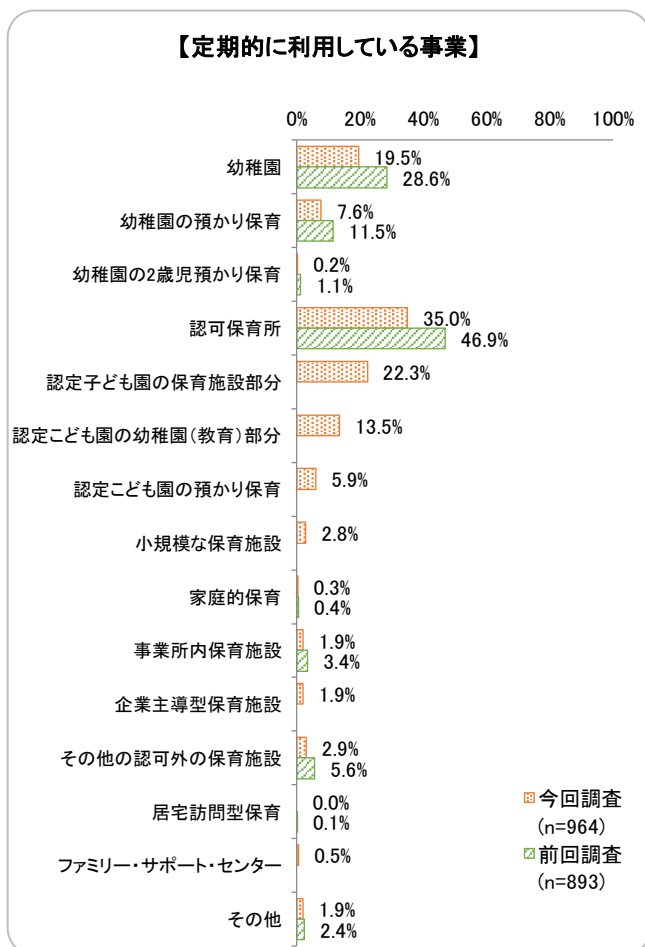
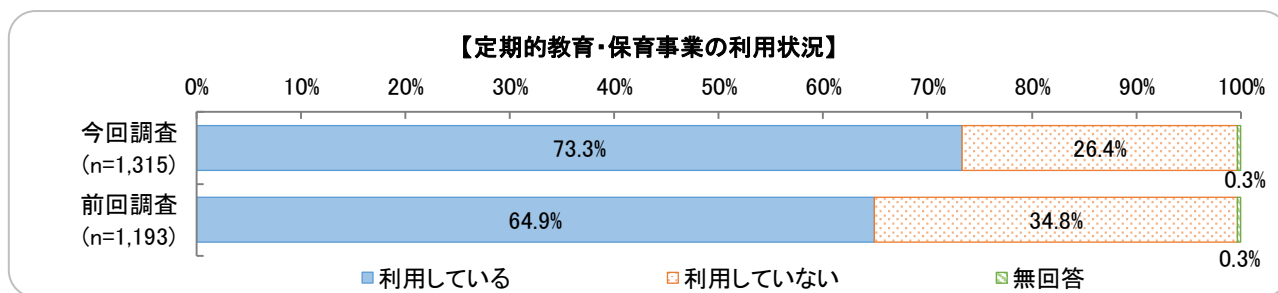


(3) 教育・保育事業の利用状況について

幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の利用状況については、「利用している」が7割強となり、「認可保育所」(35.0%)、「認定こども園の保育施設部分」(22.3%)、「幼稚園」(19.5%)の順となっています。前回調査と比較すると、認定こども園が開設されたことにより、幼稚園、認可保育所が約10ポイント減少しています。

現在の利用の有無にかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業については、「認可保育所」(44.4%)、「認定こども園の保育施設部分」(38.7%)、「幼稚園」(36.0%)の順となっています。

定期的に利用したい事業では、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園の保育施設部分」、「認定こども園の幼稚園(教育)部分」が、定期的に利用している事業より15ポイント以上上回っています。

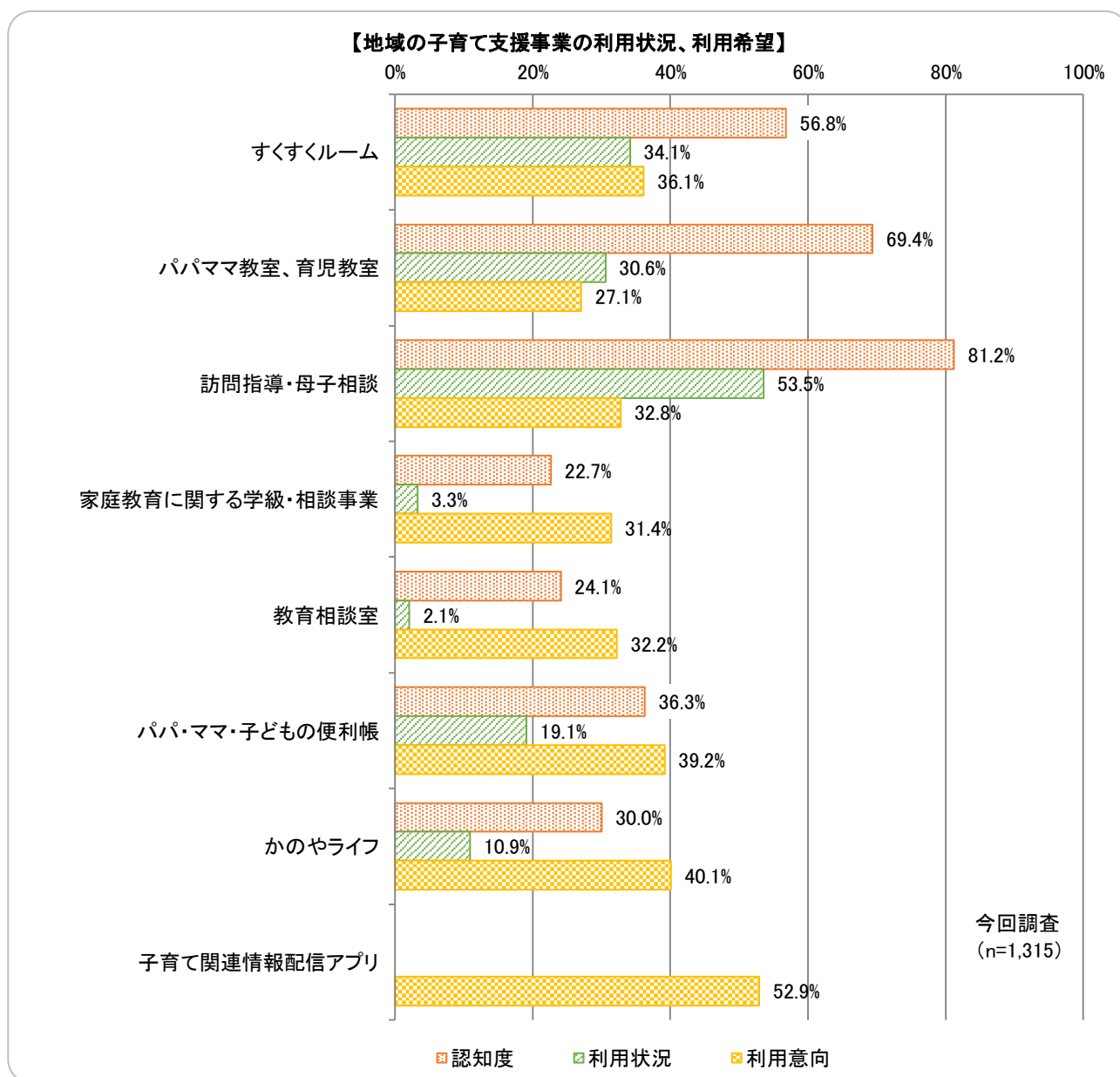


(4) 地域の子育て支援事業の利用状況・利用希望

子育て支援事業の認知度については、「訪問指導・母子相談」(81.2%)、「パパママ教室、育児教室」(69.4%)、「すくすくルーム」(56.8%)の順となっています。

利用状況については、「訪問指導・母子相談」(53.5%)、「すくすくルーム」(34.1%)、「パパママ教室、育児教室」(30.6%)の順となっています。

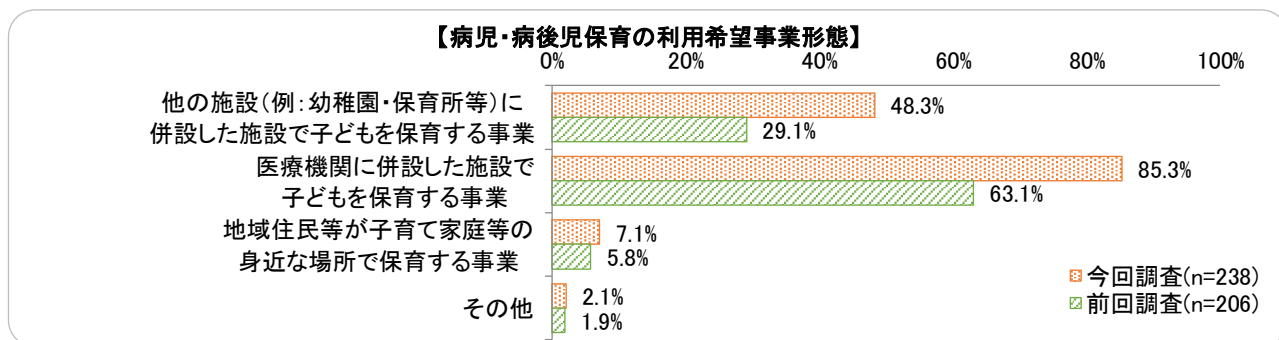
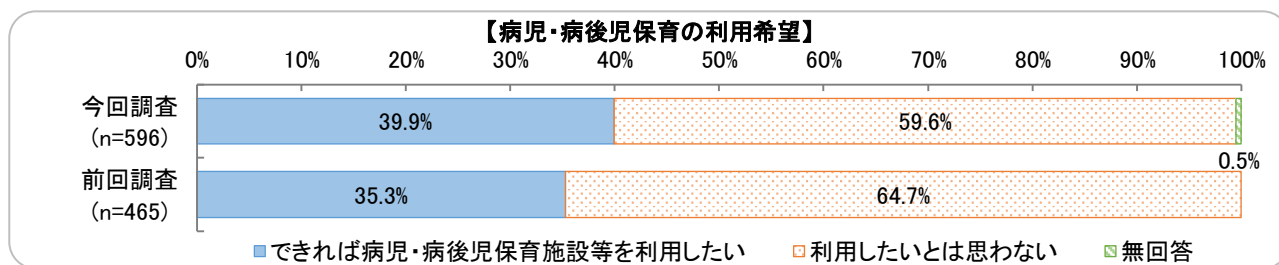
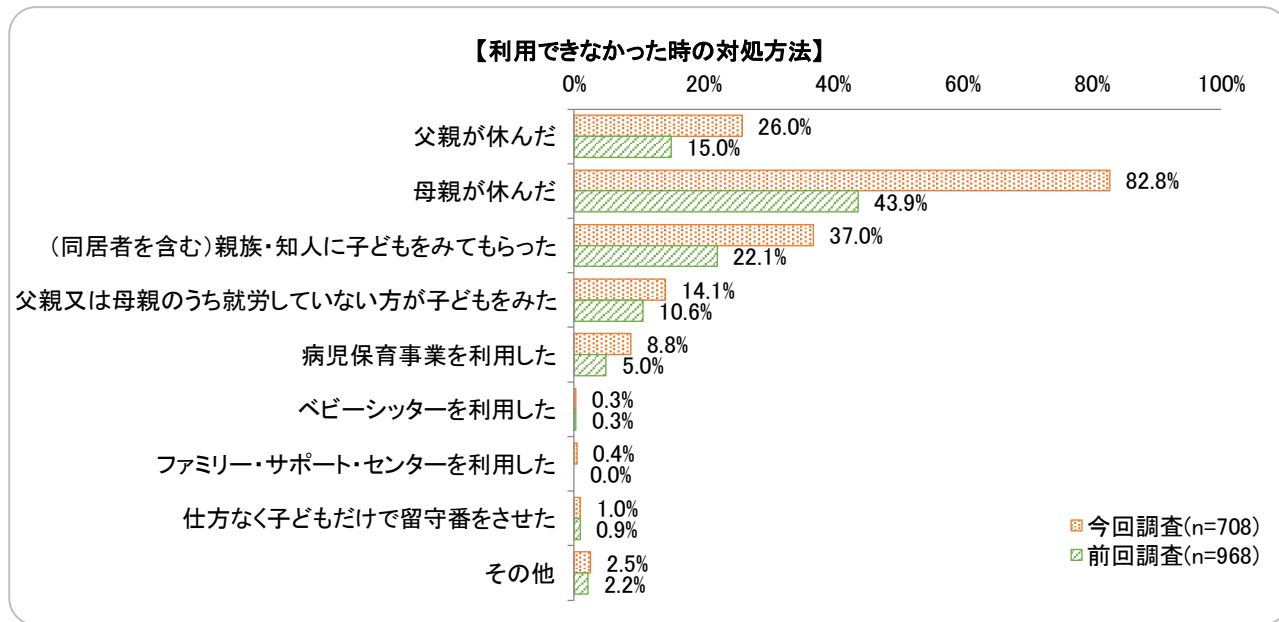
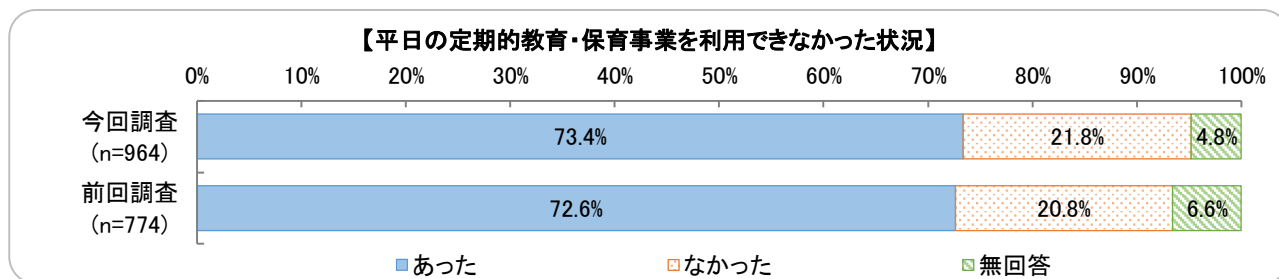
利用意向については、「子育て関連情報配信アプリ」(52.9%)、「かのやライフ」(40.1%)、「パパ・ママ・子どもの便利帳」(39.2%)の順となっています。



(5) 病気の際の対応

この1年間に子どもの病気やケガで平日の定期的教育・保育事業を利用できなかった人は、7割強となっています。その際に行った対処方法は、「母親が休んだ」(82.8%)、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(37.0%)、「父親が休んだ」(26.0%)の順となっています。前回調査と比較すると、「母親が休んだ」が約40ポイント上回っています。

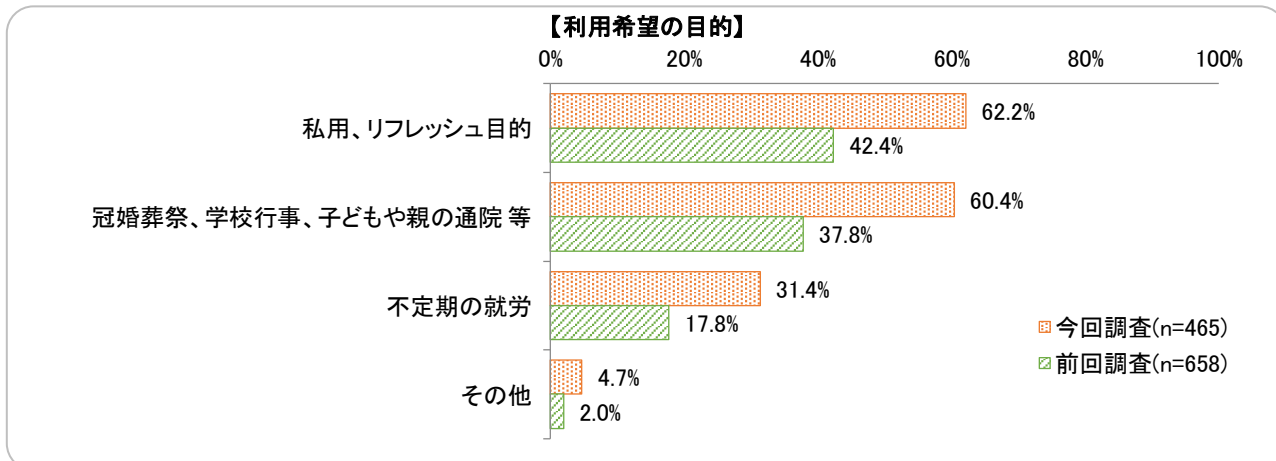
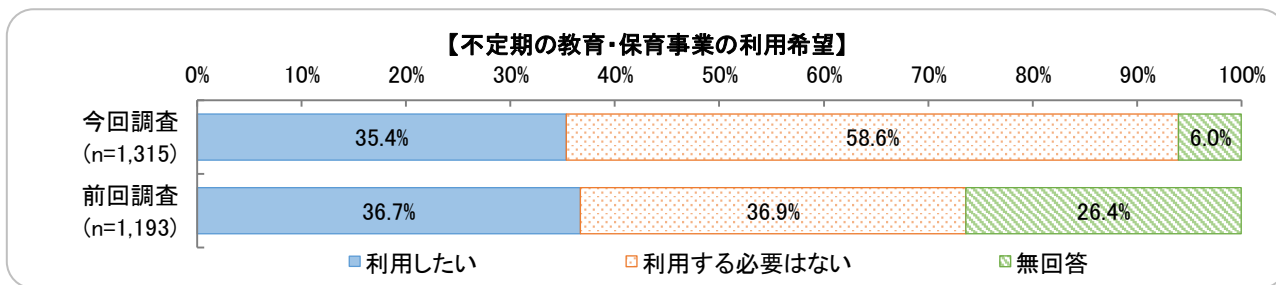
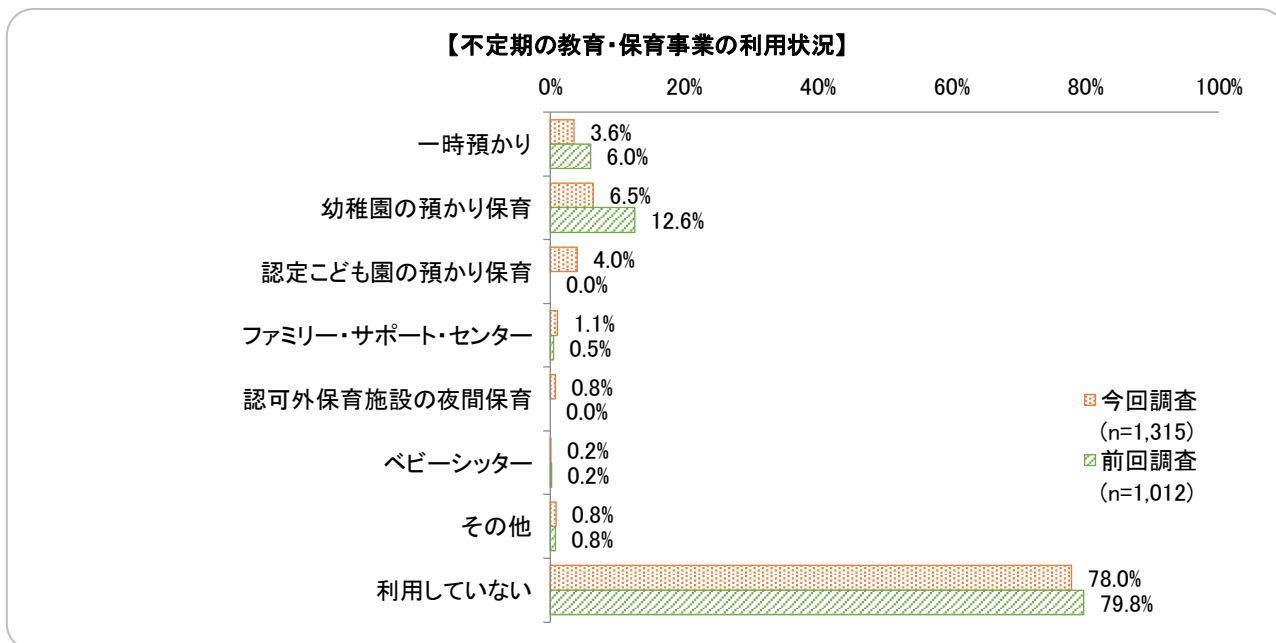
父親、母親が休んで対処した人の病児・病後児保育施設等の利用希望は約4割となっています。病児・病後児保育の事業形態は、「医療機関に併設した施設で子どもを保育する事業」(85.3%)、「他の施設(例:幼稚園・保育所等)に併設した施設で子どもを保育する事業」(48.3%)への利用希望が高くなっています。



(6) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用

私用、親の通院、不定期の就労などの目的で不定期の教育・保育事業の利用状況については、「幼稚園の預かり保育」(6.5%)、「認定こども園の預かり保育」(4.0%)、「一時預かり」(3.6%)等で2割弱とごく少数となっており、前回調査同様、約8割が「利用していない」としています。

しかしながら、利用希望については、「利用したい」が4割弱となっており、現状に比べ利用希望が高い傾向にあります。利用目的としては、「私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事など)、リフレッシュ目的」(62.2%)、「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院など」(60.4%)の順となっています。



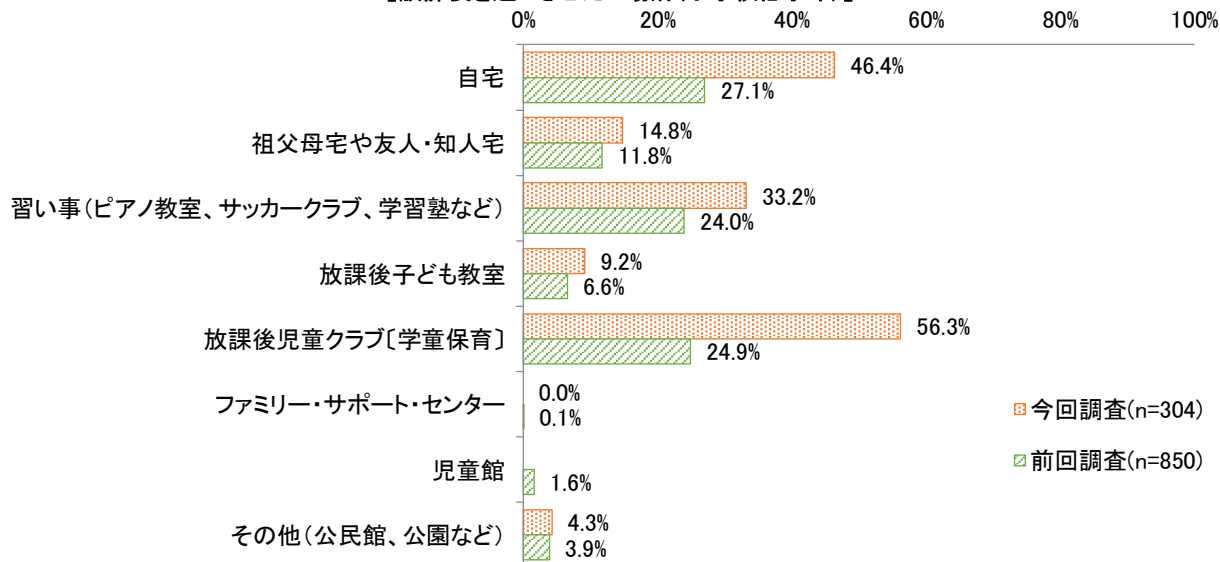
(7) 放課後の過ごし方

就学児童の放課後（平日の小学校終了後）の活動では、小学校低学年のうちは、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（56.3%）、「自宅」（46.4%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（33.2%）の順となっています。前回調査と比較すると、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が10ポイント以上上回っています。

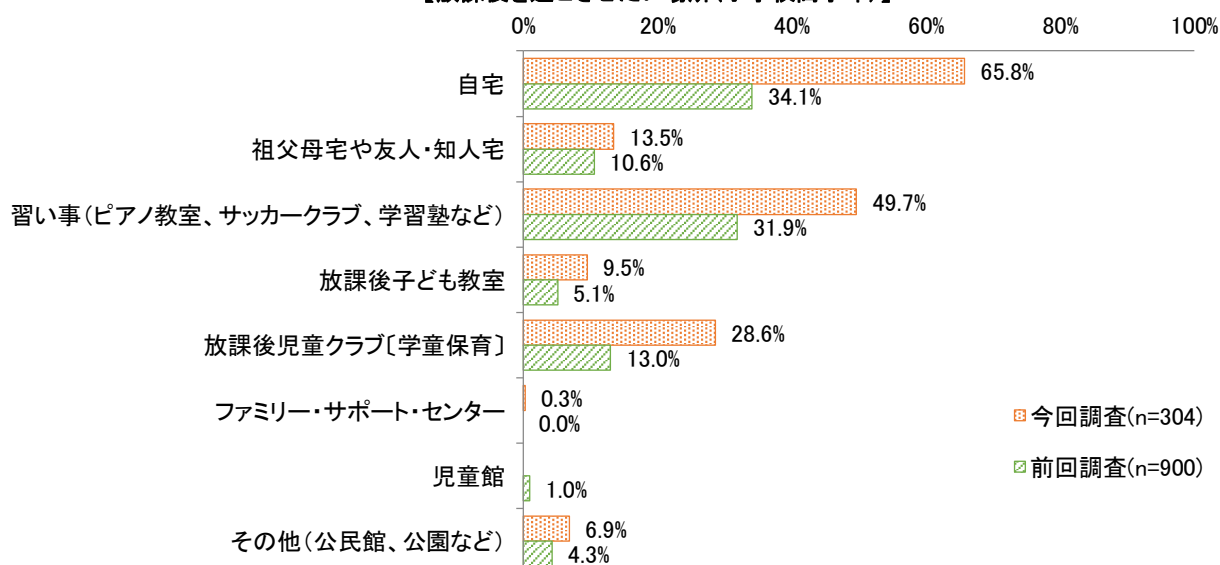
小学校高学年の放課後（平日の小学校終了後）の活動では、「自宅」（65.8%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（49.7%）、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（28.6%）の順となっています。前回調査と比較すると、低学年と同様「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が10ポイント以上上回り、特に「自宅」は30ポイント以上上回っています。

高学年になると、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が高くなる一方、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が約半分になっています。

【放課後を過ごさせたい場所(小学校低学年)】



【放課後を過ごさせたい場所(小学校高学年)】



4 第1期計画の状況

(1) 子どものための教育・保育給付の量の見込みと確保方策

① 1号認定

区分	第1期計画の目標 (令和元年度)	実績見込み (令和元年度)
量の見込み ①	1,389	1,306
確保方策 ②	1,521	1,421
②-①	132	115

② 2号認定

区分	第1期計画の目標 (令和元年度)	実績見込み (令和元年度)
量の見込み ①	1,868	1,723
確保方策 ②	1,868	1,576
②-①	0	▲147

③ 3号認定

【0歳】

区分	第1期計画の目標 (令和元年度)	実績見込み (令和元年度)
量の見込み ①	239	194
確保方策 ②	290	341
②-①	51	147

【1～2歳】

区分	第1期計画の目標 (令和元年度)	実績見込み (令和元年度)
量の見込み ①	1,245	1,253
確保方策 ②	1,194	1,118
②-①	▲51	▲135

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

区分		第1期計画の目標 (令和元年度)	実績 (平成30年度)
1	利用者支援事業	確保方策 1箇所	1箇所(1,796人)
2	地域子育て支援拠点事業	量の見込み 1,638人日	1,510人日(7箇所)
		確保方策 1,638人(7箇所)	
3	妊婦健康診査	量の見込み 12,726人日	11,430人日(1箇所)
		確保方策 12,726人日(1箇所)	
4	乳児家庭全戸訪問	量の見込み 788人	750人(1箇所)
		確保方策 788人(1箇所)	
5	養育支援訪問事業	量の見込み -	-
		確保方策 関係機関と連携し支援	
6	子育て短期支援事業	量の見込み 70人日	40人日(2箇所)
		確保方策 70人日(2箇所)	
7	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込み 200人日	162人日(1箇所)
		確保方策 200人日(1箇所)	
8	一時預かり事業(幼稚園型)	量の見込み 87,723人日	77,151人日(24箇所)
		確保方策 87,723人日(24箇所)	
	一時預かり事業(幼稚園型以外)	量の見込み 5,907人日	5,353人日(7箇所)
		確保方策 5,907人日(7箇所)	
9	延長保育事業	量の見込み 1,432人	1,308人(29箇所)
		確保方策 1,432人(29箇所)	
10	病児保育事業	量の見込み 1,057人日	894人日(1箇所)
		確保方策 1,057人日(1箇所)	
11	放課後児童クラブ	量の見込み 1,953人	2,031人(29箇所)
		確保方策 1,953(29箇所)	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	確保方策 国の動向に応じ対応	-
13	多様な主体の参入を促進する事業	確保方策 ・(巡回支援)検討・実施は予定なし ・(特別支援)国の方針を踏まえ検討	-



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の将来像

「子ども・子育て支援法」における基本理念は、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と定めており、基本指針として「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとしています。

そのため、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させるとともに、家庭を中心に、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業所、学校、地域、企業その他、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、相互に密接に連携しながら、それぞれの役割を果たすことが重要です。

本計画は、国の定めた基本指針をふまえつつ、鹿屋市のこれまでの子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「子どもがたくましく育ち 未来を開く都市 かのや」の実現のため、子育て世代と子どもたちが、このまちで明るい未来を築くことができるよう、すべての市民が子育てを支援する担い手として支えていくことができるまちづくりを目指します。

子どもがたくましく育ち 未来を開く都市 かのや

2 計画の基本理念

基本目標1 子どもが生き生きと育つまちづくり

すべての子どもの幸せを願い、子どもが心身ともに健康に育ち、次代を担う人間性豊かな人として成長できるまちづくりを進めます。

基本目標2 地域に支えられ、楽しく子育てができる環境づくり

子育ての基本である親（家庭）が子育ての不安を解消し、自信を持って子どもと向き合い、子育てに喜びを感じることができるまちづくりを進めます。

基本目標3 地域が温かく子どもを育むまちづくり

地域の人たちが積極的に声をかけ合うなど地域とのつながりを基本に、次代を担う子どもやその家庭を地域全体で支えるまちづくりを進めます。

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

- ◇ SDGs（エス・ディー・ジーズ<Sustainable Development Goals>）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。
- ◇ SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。
- ◇ 「第2次鹿屋市総合計画2019～2024」において、SDGs達成に向けた取り組みの推進を目指しています。SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。また、「誰一人取り残さない」という考えは、「鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」の目指すべき姿にも当てはまるものです。
- ◇ 「子ども・子育て支援事業計画」の推進に当たっては、SDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、子どもの善の利益が実現される社会を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



3 施策目標

施策目標1 質の高い教育・保育の総合的な提供

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ、調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。



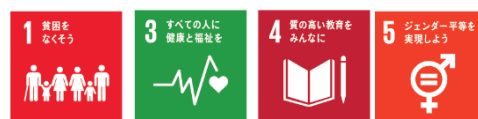
施策目標2 子どもの健やかな成長に向けた支援

親が安心して子どもを生み、またすべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・育児の推進や子育て不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。



施策目標3 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。



施策目標4 職業生活と家庭生活の両立

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりに取り組みます。



施策目標5 子どもの権利を尊重する社会（児童虐待防止対策の充実）

子どもの権利が尊重される社会づくりのため、子ども子育てに携わる人はもちろんのこと、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

一人ひとりの子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止対策の強化に取り組みます。



施策目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

少子高齢化や夫婦共働き世帯の増加など、子育ての状況は大きく変化しています。

子育てにおいて、両親のサポートが得られないケースや親が子どもの近くにいない時間の増加、子どもが成長過程で出会う大人の数が増減しているといった状況があります。

子どもと子育てを行う保護者が、安全かつ安心して快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができるまちを整備します。



施策目標7 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進します。



4 施策の体系

将来像	基本理念	施策目標	施策の展開
子どもが たくましく育ち 未来を開く都市 かのや	子どもが生き生きと育つまちづくり	施策目標 1 質の高い教育・保育の総合的な提供	①健やかな身体の育成 ②特色のある教育環境づくり ③保育士や幼稚園教諭、保育教諭の確保及び資質向上 ④子ども・子育て会議の実施
		施策目標 2 子どもの健やかな成長に向けた支援	①思春期に対する支援 ②母子の健康の確保 ③小児医療体制の維持確保 ④食育の推進 ⑤相談事業・情報発信の充実
	子育てができる環境づくり <small>地域に支えられ、楽しく</small>	施策目標 3 地域における子育て支援の充実	①多様な保育サービスの展開 ②地域のネットワークづくりの推進 ③異世代交流の推進 ④訪問事業の充実 ⑤相談事業の充実 ⑥情報提供の充実
		施策目標 4 職業生活と家庭生活の両立	①多様な保育サービス ②ワーク・ライフ・バランスの推進 ③放課後の子どもの居場所の整備
	まちづくり <small>地域が温かく子どもを育む</small>	施策目標 5 子どもの権利を尊重する社会 (児童虐待防止対策の充実)	①相談体制の充実 ②児童虐待の発生予防・早期発見 ③児童虐待発生時の迅速・的確な対応
		施策目標 6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備	①子どもの交通事故防止 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③子どもの犯罪被害防止 ④良好な居住空間の創出・確保
		施策目標 7 子どもの貧困対策の推進	①生活支援や就労支援、ひとり親世帯への相談支援の強化 ②子どもの居場所づくり ③関係機関等との連携強化

第4章 施策目標ごとの取組

第4章 施策目標ごとの取組

施策目標1 質の高い教育・保育の総合的な提供

すべての子どもに確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取組を推進します。さらに、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の質の向上を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。

①健やかな身体の育成

【施策の方向性】

乳幼児から少年まで、生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣を身に付けさせるためのセミナーや健康教室等を推進します。

運動離れや運動能力の低下が進んでいる現状にあることから、「運動好きな子どもを育てる」ことを目指して、すべての児童・生徒が楽しく安心して運動に取り組むことができる授業を展開することを出発点とし、児童・生徒の運動に対する意欲を高めるとともに、運動の日常化・生活化へとつなげ、体力向上が図られるよう取り組みます。

また、引き続き鹿屋体育大学と連携して優れた指導者育成・確保及び指導方法の工夫改善を図るとともに、指導者向け講習会を開催し、競技力の向上に努め、スポーツ環境の充実を図ります。

【現状の取組】

(健康増進課)

- ・母子健診時において、生活リズムや栄養、食生活、歯科指導等、心身の成長に応じた保健指導を実施しています。
- ・小児生活習慣病予防の一環として、鹿屋市医師会、教育委員会と連携して小児生活習慣予防事業（小児生活習慣病予防健診、親子体験健康教室）を実施しています。

(市民スポーツ課)

- ・それぞれの体力や年齢、目的等に応じてスポーツに親しむことができるよう、「スポーツフェスタ in かのや」をはじめとした各種スポーツイベントを年間通じて開催したほか、スポーツセミナー及び著名な講師・トップアスリートを招いた指導者向け講習会を開催し、指導者の育成及び競技力の向上に取り組んでいます。
- ・鹿屋体育大学と連携し、地域の小中学校及びスポーツ団体等にスポーツ指導ボランティアを派遣し、実技指導や体力向上のための事業を実施しています。さらに、指導者の資格取得を促すため、取得経費の一部助成を行っています。

(学校教育課)

- ・市内すべての小・中学校で、「たくましい“かごしまっ子”」育成推進プランを作成し、体力の向上が図れるよう、計画的、継続的に運動に取り組んでいます。また、全学校で、みんなで縄跳びに挑戦するなど、「チャレンジかごしま」に積極的に取り組んでいます。

②特色のある教育環境づくり

【施策の方向性】

地域の実態・特性に応じた特色と活力ある教育環境づくりや国際化、情報化社会の進展の中で確かな学力を身につけさせる教育環境づくりに取り組みます。子どもの性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育・学習の推進を図ります。

小中一貫教育の導入計画として、令和2年度には全小中学校を併設型小中一貫教育小学校・中学校として指定します。また、かのや市ICT整備事業において、令和2年度には市内全小中学校のパソコン教室のパソコンをタブレット型PCへ移行させます。

【現状の取組】

(健康増進課)

- ・母子健診時において、生活リズムや食生活、歯科指導等、心身の成長に応じた保健指導を実施しています。
- ・小児生活習慣病予防の一環として、鹿屋市医師会、教育委員会と連携して事業を実施しています。

(市民スポーツ課) 【再掲】

- ・それぞれの体力や年齢、目的等に応じてスポーツに親しむことができるよう、「スポーツフェスタ in かのや」をはじめとした各種スポーツイベントを年間通じて開催したほか、スポーツセミナー及び著名な講師・トップアスリートを招いた指導者向け講習会を開催し、指導者の育成及び競技力の向上に取り組んでいます。
- ・鹿屋体育大学と連携し、地域の小中学校及びスポーツ団体等にスポーツ指導ボランティアを派遣し、実技指導や体力向上のための事業を実施しています。さらに、指導者の資格取得を促すため、取得経費の一部助成を行っています。

(学校教育課) 【再掲】

- ・市内すべての小・中学校で、「たくましい“かごしまっ子”」育成推進プランを作成し、体力の向上が図れるよう、計画的、継続的に運動に取り組んでいます。また、全学校で、みんなで縄跳びに挑戦するなど、「チャレンジかごしま」に積極的に取り組んでいます。

(教育総務課)

- ・学校施設の整備により、安全性の向上、空調の推進、LED化及びICT環境等の整備を行い、教育環境の充実に取り組んでいます。

(子育て支援課)

- ・特色ある幼稚園づくり推進事業として、幼稚園に対し、補助金を交付しています。

③保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上

【施策の方向性】

関係機関との連携のもと、保育士や幼稚園教諭等の人材不足問題に対応します。

「鹿屋市保育士等就職支援サイト」を活用し、求人者と求職者のマッチングを図るとともに、県内の保育士等の養成校と意見交換し、保育士不足の課題の解決を図ります。

また、令和元年度に県が資格を持ちながら、保育現場で働いていない「潜在保育士」をデータベース「鹿児島県保育士人材バンク」に登録する事業を始めることから、県と連携を図り、更なる保育士確保を目指します。

また、関係機関との連携のもと、保育所等職員の資質向上を図るための研修活動の支援に取り組みます。

【現状の取組】

(子育て支援課)

- ・平成30年10月1日から求人情報・就職相談のための「鹿屋市保育士等就職支援サイト」を開設し、求人者と求職者をマッチングできるような体制を整えている。
- ・「鹿屋市合同就職面談会」への参加や「鹿屋市保育士等就職支援サイト」の周知を図るほか、県内の保育士等の養成校と学生の就職状況や課題等の意見交換を行っています。

④子ども・子育て会議の実施

【施策の方向性】

教育・保育施設におけるサービス向上に向けた取組などについて、専門的かつ客観的な立場で「第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況の評価等を行うため、子ども・子育て会議を継続して実施します。

【現状の取組】

(子育て支援課)

- ・「子ども子育て会議」を開催し、教育・保育の「量の見込」や「確保方策」、教育・保育に係る各種施策について、委員からの客観的な立場での意見を参考に、各種事業を実施しています。

施策目標2 子どもの健やかな成長に向けた支援

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けて取り組みます。

また、障がいのある子どもや配慮を要する子どもへの支援の充実や、専門的な支援を行う療育体制の拡充、生きていく上での基本である食育などを推進します。

①思春期に対する支援

【施策の方向性】

エイズ予防事業、いのちの授業などの出前講座を通して、学校保健との連携により、小学生から発達段階に応じ、命を大切に教育を推進します。好奇心から始まる喫煙や飲酒の防止等、学校と家庭・地域が連携を図りながら、青少年が健康的な生活習慣を身につけられるよう支援していきます。

【現状の取組】

(健康増進課)

- ・エイズ予防事業において、市内のほとんどの小・中・高等学校へ出向き、養護教諭や学級担任と協力しながら、助産師等の専門職が生命の誕生の視点から「性」と「生」の講話を実施し、自他の命を大切に、心身共に健やかに成長していけるような教育を行っています。また、自殺対策強化事業として、がんサポートかごしまの協力を得て、市内小・中・高において、「いのちの授業」を行っています。

(学校教育課)

- ・各学年の成長段階に応じて、保健の学習や学級活動の授業の中で薬物乱用防止教育や生命の尊重に関する教育、性に関する指導を実施しています。また、学習内容に応じて外部講師（学校医、学校薬剤師等）を活用することで、より児童・生徒への意識化を図っています。

(男女共同参画推進室)

- ・中学生、高校生の若い世代が「個人の尊厳を傷つける暴力は許さない」という意識を持ち、男女の人権を尊重し対等な人間関係を築くことを学習する「人権・デートDV防止研修会」を実施しています。

②母子の健康の確保

【施策の方向性】

妊産婦や乳幼児などへの各種健康診査事業や母子保健事業の充実・強化を推進します。

各種健康診査事業や母子保健事業については、健全な母性育成の視点から、妊娠・出産・育児に関する学習・相談の場としての機能を充実します。また、妊娠・出産・育児期の継続した支援のための産後ケアの環境整備にも努めます。

母子の健康増進のために、各種健康診査や健康づくり事業を展開します。障がいのある子どもや配慮を要する子どもの早期発見や必要な療育・指導を受けられるよう関係機関との連携を図ります。

【現状の取組】

(健康増進課)

- ・従来通り、パパママ教室、離乳食教室、育児教室の教育的支援や妊婦健診、乳幼児健診事業を適正時期に実施しています。令和元年度から、3か月児健診がこれまでの集団から病院委託健診となり、保護者が都合のよい日に受診できる環境を整備しました。
- ・産後うつ病や虐待予防の観点から産婦健診で医療機関と連携を図っています。
- ・産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア（訪問型・宿泊型）を実施しています。産後ケアから母乳相談や母子相談等へつなぎ、産後も安心して子育てができる支援体制を整備しています。

③小児医療体制の維持確保

【施策の方向性】

医師会、歯科医師会と連携を図りながら、安心して子育てができるよう休日・夜間等も含めた医療体制の充実に継続して取り組みます。

【現状の取組】

(健康増進課)

- ・大隅広域夜間急病センターを設置し、常時夜間の内科や小児科の診療体制を整えています。
- ・鹿屋市歯科医師会において、日祝日及び盆・正月の診療体制を整えて、急患に対応しています。

④食育の推進

【施策の方向性】

朝食をとらないなどの昨今の食生活をめぐる問題に対応するため、子どもの健康や適切な食習慣などに関する教育を推進します。本市の豊かな農林水産物を生かしながら、食に関する知識と適切な食を選択する力を身につけ、すべての市民が食を楽しみ、健康な心身を養い、豊かな人間性を育むことを目的に食育を推進します。

保護者に対する食生活改善指導などを健康増進事業と併せて推進し、小児生活習慣病の予防と適切な食習慣の確立を図ります。

【現状の取組】

(健康増進課)

- ・健康増進計画でも朝食欠食については重点的に取り組んでおり、子どもや保護者の健康教育の機会には「早寝、早起き、朝ごはん」を推進しています。

- ・小児生活習慣病予防事業の一環として市教育委員会、鹿屋市医師会等と連携した健診・事後指導・普及啓発のための教室を実施しています。

(農林水産課)

- ・子どもたちが旬の食材を自ら調理し口にすることで、食の大切さを学ぶ「こども料理教室」を年数回実施し、併せて保護者に対しても食育に関する啓発活動を行っています。さらに食育教室や親子農業体験教室などの食育イベントを通じて、食に関する知識と適切な食を選択する力を身につける食育活動を推進しています。

⑤相談事業・情報発信の充実

【施策の方向性】

子どもの成長を見守りながら情報収集ができる環境を提供し、育児不安等の解消を図るため、母子健康手帳アプリ等で情報発信をします。

母子保健に関する取組として、これから出産・子育ての時期に入る妊婦や、その家族に対し学習の機会の提供や個別相談の実施により、子育て意識の高揚と子育てに対する不安の解消に取り組めます。

人権問題や男女共同参画に関する講演会や研修会、家庭教育学級等の充実強化を図り、命や人権、家庭についての理解を深められるよう取り組めます。

【現状の取組】

(健康増進課)

- ・妊婦やその家族、乳幼児のいる家族に対して、子育て世代支援センターで、随時個別相談を実施しています。また、定期的な相談や学習の場を実施しています。

(男女共同参画推進室)

- ・男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画講演会やセミナー等を実施しています。
- ・「男女共同参画 News」を発行し、町内会回覧や市内各施設に設置し、男女共同参画に関する情報提供に取り組んでいます。

(生涯学習課)

- ・人権問題講演会を開催するとともに、まちづくり出前講座で「子どもを自立させる家庭教育のすすめ」「家庭からはじまる人権同和教育のすすめ」を実施しています。また、中央公民館において2名の教育相談員による教育相談事業を年間を通して実施しています。

(子育て支援課)

- ・育児不安等の解消を図るため、妊娠・出産・育児を記録と情報でサポートする母子健康手帳アプリ等による情報発信をしています。

施策目標3 地域における子育て支援の充実

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談、支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

さらに、これらの情報をすべての子育て家庭に伝えることができるように、情報提供の充実を図るとともに、子育てをする保護者同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加の促進を図ります。

①多様な保育サービスの展開

【施策の方向性】

延長保育事業については、就労形態の多様化等の理由による通常の利用時間を延長しての保育ニーズに対応すべく、今後も継続実施に取り組みます。

一時預かり事業については、保育所から認定こども園へ移行する施設が増えることから、利用者ニーズに対応できるよう、今後も継続実施に取り組みます。

病児保育事業については、安心して子育てができる環境整備を促し、児童の福祉の向上を図ります。また、利用推進のための広報等を推進します。

ファミリー・サポート・センター事業については、サポート会員、利用会員の増加を図り、引き続き、子育ての援助を受けたい人が必要なときに安心して利用できる体制整備を進めます。

【現状の取組】

(子育て支援課)

- ・延長保育：通常の利用時間を30分から1時間延長して児童を預けられる環境を提供しています。
- ・一時預かり：保護者の仕事や就学、病気、出産等で一時的に子どもの保育ができなくなったときに保育所等で預かる事業を実施しています。
- ・病児保育：保育所や小学校に就学している児童が病気のため、集団保育や通学が困難な状態で、家庭での保育が困難な場合に利用できる事業を実施しています。
- ・ファミリー・サポート・センター：育児に関する専門的知識と豊かな経験を有するアドバイザーをセンターに配置し、利用会員及びサポート会員の募集・登録、相互援助活動の調整、必要な知識を習得するための講習会や、会員の交流を深め情報交換の場を提供するための交流会の開催、広報業務など、育児・家事の援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、支援を行なっています。

②地域のネットワークづくりの推進

【施策の方向性】

保育所や幼稚園等において、保護者同士の仲間づくりの促進や情報交換及び相談の場を提供

することなどにより、サービス利用者間のネットワークづくりや、気軽に相談できる場づくりを支援します。

つどいの広場等における、室内での遊びの提供と育児相談等については、今後も継続して行っていきます。

また、新たに土、日、祝日や雨の日でも利用できる室内施設を整備します。

【現状の取組】

(子育て支援課)

- ・つどいの広場や地域子育て支援センターにおいて、育児相談や子育てサークルの育成などの支援を行っています。
- ・児童センターでは、館内で母親クラブが2団体活動し、親子及び世代間交流や児童養育に関する活動、児童の事故防止活動などを実施しています。

③異世代交流の推進

【施策の方向性】

生涯スポーツを通じた世代間交流や、子ども会・育成会等での体験・ふれあい活動等を通して地域における教育力の向上を図ります。

地域における同世代や異世代との交流を図るため、公民館や学習センター等を活用した交流機会や学習の場の提供に取り組みます。

【現状の取組】

(生涯学習課)

- ・子ども会や育成会の活性化を図るために、市子ども育成連絡協議会と協力して指導者を派遣したり、「わくわくおたすけ金」などの取組を実施しています。また、鹿屋っ子クラブの活動や「かのやっ子わくわくアドベンチャー」事業、子ども会大会等の研修を通してリーダー育成を図っています。

(地域活力推進課)

- ・町内会活動を支援する町内会活動サポート事業交付金事業として、子どもの健やかな成長に資する事業等を実施しています。
- ・グラウンド・ゴルフ大会に子ども、保護者の参加を促したり、敬老会に地域の園児、青壮年部を参加させるなどして三世代交流事業に進化させる例もあり、効果が感じられます。

(市民スポーツ課)

- ・スポーツ推進委員が橋渡し役となって、地域住民の交流・活性化を促す地域体育イベントを開催したほか、地域の学校体育施設を開放して地域住民が利用できるよう努めています。また、世代を超えて参加できる「グラウンド・ゴルフ大会」や「かのやエンジョイスports (市民大運動会)」等のスポーツイベントを開催し、スポーツを通じた世代間交流の場の提供を図っています。

(子育て支援課)

- ・児童センター、地域子育て支援センター、つどいの広場の各施設において、毎月、親子で参加するイベントや、保護者を対象とした講習会を実施しています。

④訪問事業の充実

【施策の方向性】

保健師や母子保健推進員、助産師による妊産婦や新生児への訪問指導等を行い、子どもの健やかな成長が促進され、ゆとりを持って育児ができるよう支援します。

【現状の取組】

(健康増進課)

- ・助産師による妊婦・新生児訪問指導、保健師による訪問指導、母子保健推進員による『こんにちは赤ちゃん訪問』を実施し、地域の父親・母親が不安なく育児ができるように支援しています。

⑤相談事業の充実

【施策の方向性】

地域子育て支援センター・保健相談センター等を子育て支援の拠点として位置付け、専門の職員による相談や必要な情報の提供に取り組みます。

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する場の提供を通して、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援していきます。

【現状の取組】

(子育て支援課)

- ・地域子育て支援センターにおいて、毎月、親子で参加するイベントや講習会を実施しています。また、随時子育てにかかる相談や受付も行なっています。

(健康増進課)

- ・平成28年度に開設したすくすくルーム(子育て世代包括支援センター)では、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師や助産師等が専門的な見地から相談支援等を実施しています。

⑥情報提供の充実

【施策の方向性】

子どもの成長を見守りながら情報収集ができる環境を提供し育児不安等の解消を図るため、母子健康手帳アプリ等で情報発信をします。

今後も、男女共同参画についての正しい理解の浸透が図られるようあらゆる機会を捉えて広報啓発に取り組みます。

【現状の取組】

(男女共同参画推進室)【再掲】

- ・「男女共同参画 News」を発行し、町内会回覧や市内各施設に設置し、男女共同参画に関する情報提供に取り組んでいます。

(子育て支援課)【再掲】

- ・育児不安等の解消を図るため、妊娠・出産・育児を記録と情報でサポートする子育て支援アプリ等による情報発信をしています。

施策目標 4 職業生活と家庭生活の両立

共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう環境整備を推進するとともに、延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。

また、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえる環境づくりを推進できるよう、働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、啓発活動などの取組を進めます。

①多様な保育サービスの展開【再掲】

【施策の方向性】

延長保育事業については、就労形態の多様化等の理由による通常の利用時間を延長しての保育ニーズに対応すべく、今後も継続実施に取り組めます。

一時預かり事業については、保育所から認定こども園へ移行する施設が増えることから、利用者ニーズに対応できるよう、今後も継続実施に取り組めます。

病児保育事業については、安心して子育てができる環境整備を促し、児童の福祉の向上を図ります。また、利用推進のための広報等の推進に取り組めます。

ファミリー・サポート・センター事業については、サポート会員、利用会員の増加を図り、引き続き、子育ての援助を受けたい人が必要なときに安心して利用できる体制整備を進めます。

【現状の取組】

(子育て支援課)

- ・延長保育：通常の利用時間を30分から1時間延長して児童を預けられる環境を提供しています。
- ・一時預かり：保護者の仕事や就学、病気、出産等で一時的に子どもの保育ができなくなったときに保育所等で預かる事業を実施しています。
- ・病児保育：保育所や小学校に就学している児童が病気のため、集団保育や通学が困難な状態で、家庭での保育が困難な場合に利用できる事業を実施しています。
- ・ファミリー・サポート・センター：育児に関する専門的知識と豊かな経験を有するアドバイザーをセンターに配置し、利用会員及びサポート会員の募集・登録、相互援助活動の調整、必要な知識を習得するための講習会や、会員の交流を深め情報交換の場を提供するための交流会の開催、広報業務など、育児・家事の援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、支援を行なっています。

②ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策の方向性】

働きながら子育てをしても親子がふれあう時間を十分持てるよう、フレックスタイム制度や在宅勤務等子育て家庭や多様化するライフスタイルに配慮した勤務形態の導入や育児休業制度が、男女ともに円滑に実施されるよう、事業主に対する普及啓発に取り組みます。

また、男女ともに子育てや介護の当事者として、それぞれが家庭生活における役割を果たしつつ、希望する働き方で就業継続ができ、仕事と生活の調和が図られるよう啓発に取り組みます。

【現状の取組】

(商工振興課)

- ・ワーク・ライフ・バランスを実施している事業所の調査や、県と連携を図り、市広報等を活用したワーク・ライフ・バランスの取組に関する周知広報を実施しています。

(男女共同参画推進室)

- ・事業所等が効率的な働き方や休暇を取得しやすい職場環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進められるよう、お届けセミナー等を実施しています。

③放課後の子どもの居場所の整備

【施策の方向性】

保護者が就労等により昼間家にいない小学生を対象とした放課後児童クラブのニーズに対応できるよう整備・充実を図ります。

生涯学習の拠点施設である公民館等を活用し、放課後、学びたくてもその環境が整っていない子どもたち等を対象とした鹿屋寺子屋事業について、今後は町内会と連携しながら充実を図ります。

「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」の実施について、福祉部局と教育委員会部局が、それぞれの役割・責任体制等について協議し、放課後活動の円滑な実施を図ります。

【現状の取組】

(子育て支援課)

- ・平成31年3月現在、放課後児童クラブは29箇所で開催しています。令和元年度は32箇所で開催している状況です。

(生涯学習課)

- ・寺子屋の活動は、原則として学習活動は週1回の開設とし、午後3時から午後6時の3時間としています。体験活動等は、原則、月1回最終土曜日の午前9時から正午の3時間としていますが、開設地区の状況によって、開設時間等を変更する場合があります。

施策目標5 子どもの権利を尊重する社会（児童虐待防止対策の充実）

子どもの権利が尊重される社会づくりのため、子ども子育てに携わる人はもちろんのこと、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

一人ひとりの子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止対策の強化に取り組みます。

①相談体制の充実

【施策の方向性】

児童・生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等で子どもたちが気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行えるような相談体制の強化を推進します。

児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう、「鹿屋市心の架け橋プロジェクト」事業に継続して取り組み、いじめや不登校等の問題行動の対応に当たって、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、児童・生徒に対して、保護者や学校、関係機関と連携して、支援や指導の充実を図ります。

被害に遭った子どもの精神的な影響を軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関との連携によるきめ細かな支援を推進します。

児童虐待の発生予防、早期発見のための取組や市における相談支援体制の強化等をより充実させるとともに、鹿屋市要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。

【現状の取組】

（子育て支援課）

- ・家庭における児童の適正な養育を図るため、家庭児童相談員等を配置し、専門的な指導を行うとともに、児童相談所等関係機関との連携を密にし、児童の健全育成、非行防止及び児童虐待防止等への対応に取り組んでいます。

（学校教育課）

- ・「鹿屋市心の架け橋プロジェクト」事業を通して、マイフレンド相談員の派遣、適応指導教室の設置、スクールソーシャルワーカーの活用を行い、学校の教育相談体制の充実を図っています。また、各学校で、構成的グループエンカウンターを年6回以上実施し、児童生徒の「仲間づくり」、「絆づくり」に取り組んでいます。

②児童虐待の発生予防・早期発見

【施策の方向性】

児童虐待の早期発見のため、乳幼児健康診査などを活用するほか、未然防止と適切かつ早期

の対応を図るため、児童相談所、民生児童委員、保健医療機関、警察等関係機関による養育支援のネットワークの充実・強化を図り、児童虐待の防止に取り組みます。

保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、必要な指導及び援助のための相談体制の充実を図り、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

【現状の取組】

(子育て支援課)【再掲】

- ・家庭における児童の適正な養育を図るため、家庭児童相談員等を配置し、専門的な指導を行うとともに、児童相談所等関係機関との連携を密にし、児童の健全育成、非行防止及び児童虐待防止等への対応に取り組んでいます。

③児童虐待発生時の迅速・的確な対応

【施策の方向性】

虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためには、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。このため、関係機関により、子どもや保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場である要保護児童対策地域協議会の充実を図り、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に取り組めます。

子ども・子育て支援を推進するにあたり、子育て短期支援事業を実施する施設等との連携等、社会的養護の地域資源の活用に取り組めます。

子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務まで行う機能を担う拠点の整備（子ども家庭総合支援拠点）も検討します。

【現状の取組】

(子育て支援課)

- ・要保護児童等の適切な保護又は支援を図るため、関係機関の連携による組織的な対応を行なうとともに、支援方針に基づく各機関の役割分担を明確化し、児童虐待防止に取り組んでいます。

施策目標 6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

安心して外出できるよう道路や公園などにおけるバリアフリー化などの生活環境の整備や、交通事故・犯罪などの被害から守るための安全対策を推進します。

①子どもの交通事故防止

【施策の方向性】

幼児から高校生まで幅広く実施されている交通安全教室の一層の充実強化を図るため、関係機関が一体となり推進します。

児童に歩行者としての基本的なルール等を習得させるため、鹿屋市交通安全協会の実施する交通安全教室や県警のひまわり号を活用し、正しい道路横断の方法など、交通安全に対する意識の高揚を図ります。

自転車の安全利用の観点から、児童が正しい乗車方法の教育や乗車する際のヘルメットの着用を推進します。

また、乳幼児の安全確保及びチャイルドシートの活用意識の高揚を図るため、出生から満1歳までの子どものいる保護者や、帰省中の保護者等に対してチャイルドシートの貸し出しを行います。

【現状の取組】

(安全安心課)

- ・警察署、鹿屋市交通安全協会等の関係機関と連携し、交通安全教室を開催し、児童・生徒に対して歩行者としての基本的なルール、自転車の安全利用方法等を習得させる等、交通安全に対する意識の啓発を図っています。
- ・小学1年生が交通事故に遭わないよう視認性を高めるため、黄色い帽子を配布しています。

(学校教育課)

- ・交通教室の毎年の実施や、自転車乗車時のヘルメットの着用の指導、保険加入の促進の指示を行っています。(自転車通学生の保険加入率 100%)

(子育て支援課)

- ・出生から満1歳までの子どものいる保護者や、帰省中の保護者等に対して無料でチャイルドシートの貸し出しを行なっています。

②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【施策の方向性】

通学路になる幹線道路を中心に、歩道のバリアフリー化やグリーンベルト設置等の整備を推進します。子どもが自転車や徒歩で、公園等の公共施設に安全にアクセスできるよう、子ども

の安全性に配慮した道路整備を進めます。

既存公共施設については、子どもや親子連れの人でも利用しやすいバリアフリー化を踏まえた環境整備を推進するとともに、新たに建設する場合は、ユニバーサルデザインを前提とした施設整備を進めます。商業施設等の不特定多数の人が利用する施設においても、施設整備のバリアフリー化を促進します。

おむつ替えや親子での利用に配慮したトイレの設置場所等を情報誌やホームページに掲載し、安心して外出するための情報を提供します。

【現状の取組】

(都市政策課)

- ・公園のトイレの洋式化や段差解消等のバリアフリー化を行い、子どもや親子連れが利用しやすい公園づくりに取り組んでいます。

(建築住宅課)

- ・桜ヶ丘子育て支援住宅（ハグ・テラス）が平成29年度に完成し、現在、全40戸に子育て世帯や新婚世帯が入居しています。この住宅は、床のバリアフリー化はもとより、玄関やトイレを広くするなど、子育て世帯向けの仕様となっています。

(道路建設課)

- ・通学路歩道のバリアフリー化やグリーンベルト設置等の道路整備を行い、子どもと子育てにやさしい地域環境の整備を行なっています。

(子育て支援課)

- ・乳幼児を抱える保護者が気軽に外出できるように、授乳やオムツ替え等ができる「赤ちゃんの駅」を登録し、安心して外出するための情報を提供しています。

③子どもの犯罪被害防止

【施策の方向性】

子どもへの犯罪被害を防ぐために行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。

子どもの犯罪被害対策等に関する啓発活動を推進し、育成指導員等による巡回指導を実施します。

警察、学校、PTA、家庭、地域との連携を強化し、子どもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。

スクールガード等による活動の強化・充実を図り、子どもたちの安全・安心の確保を図る取組を推進します。

人気がなく暗い通学路や、生活道路での犯罪を防止するために設置する、防犯灯の整備を推進します。

安全・安心なまちづくりに向けた道路、公園等の既存施設の構造・設備の改善を推進するとともに、子どもを犯罪等から守るための広報啓発活動を展開します。

各地域の町内会等や、有志で構成される自主防犯組織による防犯啓発やパトロール活動を推進します。

【現状の取組】

(安全安心課)

- ・町内会の維持管理する防犯灯に対して補助を行い、犯罪の発生しにくい環境の整備及び市民の防犯意識の向上を図っています。また、警察署や鹿屋・垂水地区防犯協会などの関係団体などと連携し、夜間防犯パトロールを行うなど犯罪の防止に取り組んでいます。

(学校教育課)

- ・スクールガードリーダー・スクールガード等による活動や、研修会への参加、定期的な連絡会の実施に取り組んでいます。

(生涯学習課)

- ・年間を通して、青少年育成センター育成指導員2名による巡回指導、各小中学校から推薦された70名の指導委員による校区内巡回指導を実施しています。

④良好な居住空間の創出・確保

【施策の方向性】

計画的な市営住宅の整備やシックハウス対策、バリアフリー対策等の安全面に配慮した整備を推進します。

子どもが安心して遊ぶことのできる公園等の維持・管理を推進します。

豊かな緑や水辺等身近な自然環境を維持・保全し、子どもも大人もふれあえる場の確保を図ります。

【現状の取組】

(都市政策課)

- ・子ども達が、安心して遊ぶことが出来るように、定期的に施設点検を行い、公園等の維持管理に取り組んでいます。

(建築住宅課)

- ・良好な居住空間の創出・確保に向けて、鹿屋市営住宅長寿命化計画（平成25年度～令和4年度）に基づく改善工事を実施しています。

施策目標7 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に取り組みます。

①生活支援や就労支援、ひとり親世帯への相談支援の強化

【施策の方向性】

子どもの貧困対策の推進においては、子どもが抱える困難を解決していくことが大切であるとともに、生活環境の充実に向けた支援を通じて、世帯全体が抱える困難を解消するための取組も重要となります。

引き続き、母子父子自立支援員を配置し、ひとり親に対する生活一般についての相談、就業支援、経済支援を行い、また、自立支援のために効果的な資格を取得に向けて継続して実施します。

【現状の取組】

(子育て支援課)

- ・母子父子自立支援員1人を配置し、母(父)子家庭等の母(父)に対する生活一般についての相談・指導、就業支援、給付金の相談を行っています。また、母(父)子家庭の自立支援のために効果的な資格(看護師等)を取得する場合等に給付金を支給し、母(父)子家庭の福祉の増進を図っています。
- ・0歳から中学校卒業前までの子どもを対象に、その医療費の自己負担分の全額助成と児童手当を支給しています。
- ・児童を養育しているひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立を促進するために児童扶養手当を支給し、医療費の自己負担分を全額助成しています。

(学校教育課)

- ・新入学児童・生徒に対し入学前の3月に「入学準備金」を対象者に支給しています。
- ・小・中学校に通う児童生徒の保護者で、経済的に困っている方に対して学用品費等の一部や学校給食費等を援助しています。

②子どもの居場所づくり

【施策の方向性】

子どもが夢や希望を抱き、自ら学び考え、自らの力で将来の夢に向かうためには、その育った環境に左右されず、等しく教育を受け、また心身ともに健全に育成され、「生きる力」が育まれる機会の充実に取り組みます。

また、保護者が就労などで不在となる家庭の子どもをはじめ、すべての子どもが安心して放課後等を過ごすことができるよう、子どもの居場所づくりも重要になります。

貧困を含む様々な困難や課題を抱える子ども達が、地域や大人とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりの充実に努め、子どもに寄り添い、子どもの課題を早期に発見・対応できるための仕組みづくりを推進します。

③関係機関等との連携強化

【施策の方向性】

子どもの貧困対策の推進においては、子どもの成長段階に応じた様々な場面での関わりを通じて、困難を「早期に把握」し、「必要な支援につなげる」ことが、最も重要になります。

相談支援体制の充実とともに、家庭や学校、地域や関係機関・団体等と連携した対策の推進や、必要な情報を分かりやすく届けるための広報の充実に取り組みます。



第5章 事業計画

第5章 事業計画

1 子ども・子育て支援新制度概要

子ども・子育て支援新制度では、以下の子ども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。

◆ 子育て支援の給付と事業の全体像



※子ども・子育て支援新制度：平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づく制度。平成27年4月より本格施行。

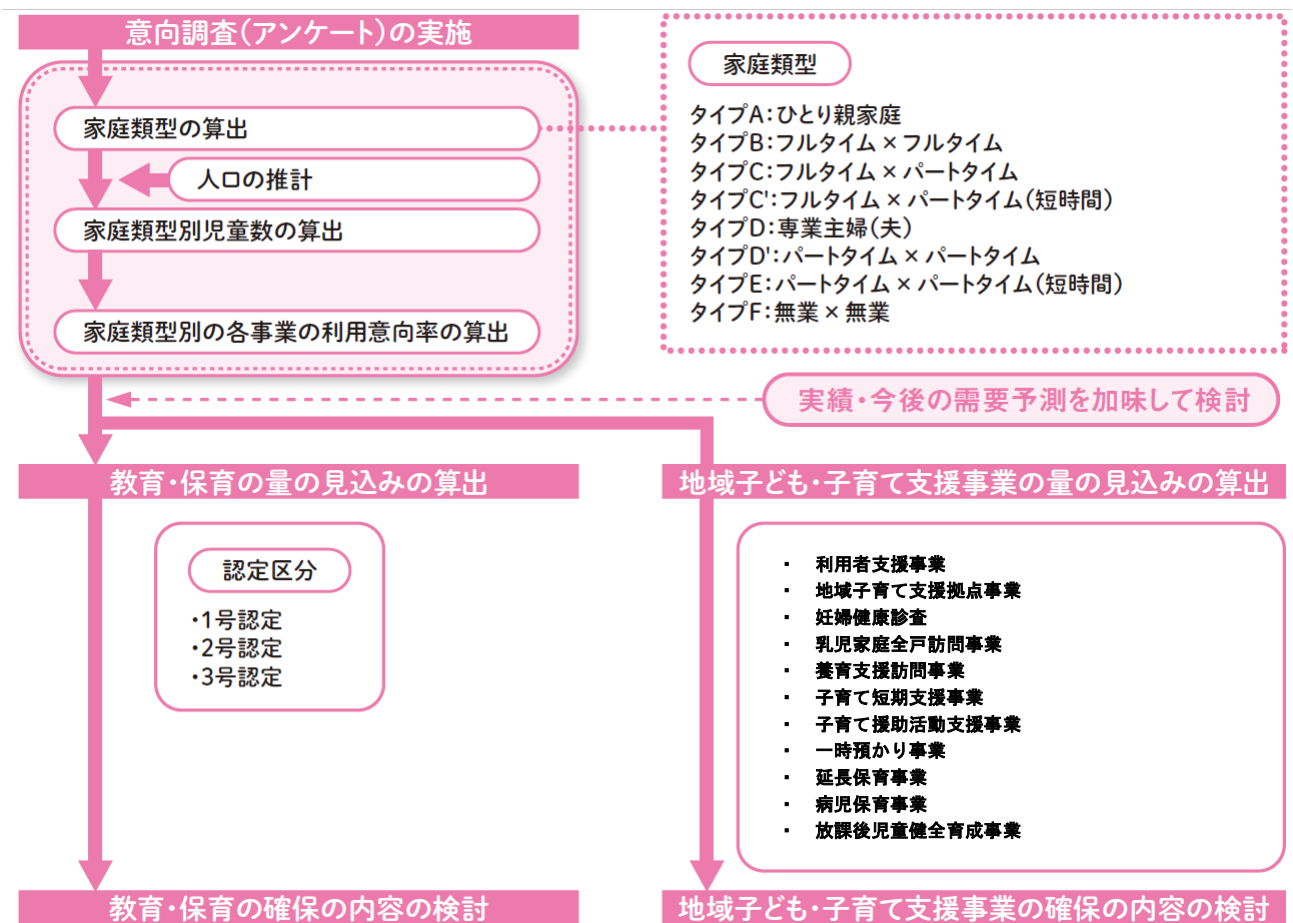
子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

◆ 認定区分

区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	

国の指針に基づき、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和2年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととなっています。本市では、平成30年度に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを総合的に判断し、量の見込みを設定しました。

◆ 量の見込みの算出手順

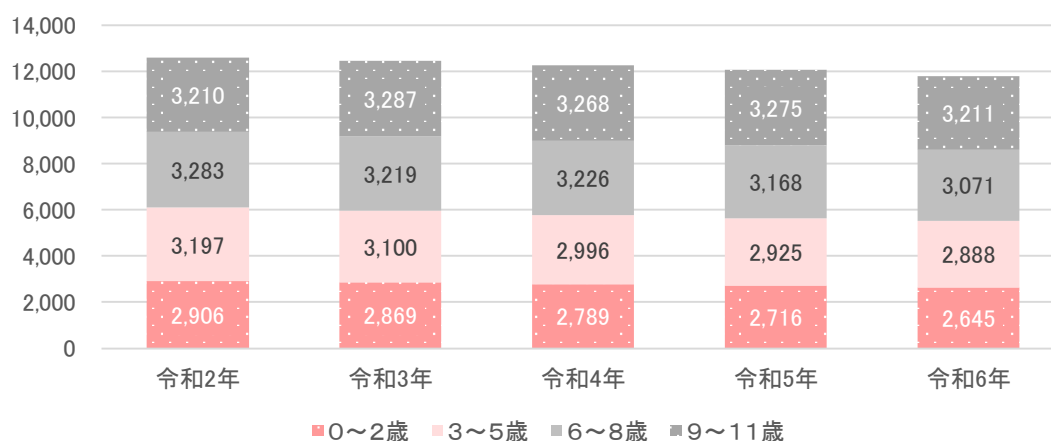


国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和2～6年度までの人口推計は、平成26～30年の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法*により算出しました。【再掲】

※コーホート変化率法とは、ある一定期間における人口の変化率に着目し、その間の人口変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

◆ 年齢区分別児童人口推計

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	952	925	901	879	854
1歳	984	955	928	904	882
2歳	970	989	960	933	909
3歳	1,031	971	990	961	934
4歳	1,094	1,031	971	990	961
5歳	1,072	1,098	1,035	974	993
6歳	1,088	1,066	1,092	1,030	969
7歳	1,079	1,082	1,060	1,086	1,024
8歳	1,116	1,071	1,074	1,052	1,078
9歳	1,070	1,120	1,075	1,078	1,056
10歳	1,096	1,072	1,122	1,077	1,080
11歳	1,044	1,095	1,071	1,120	1,075
合計	12,596	12,475	12,279	12,084	11,815



2 教育・保育の提供区域の設定

本市では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、市全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めています。

鹿屋市における教育・保育の提供区域：1区域

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

教育・保育の量の見込みは、令和6年度時点で1号認定（幼稚園・認定こども園）が1,233人、2号認定（保育所・認定こども園）が1,583人、3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）が1,405人、合計4,221人の利用が見込まれ、年々減少しています。

教育・保育の量の見込み

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定(幼稚園・認定こども園) (a)		1,365	1,324	1,279	1,249	1,233
【3～5歳】	1号認定	1,080	1,048	1,012	988	976
	2号認定(教育ニーズ)	285	276	267	261	257
2号認定(保育所・認定こども園) (b)		1,752	1,699	1,642	1,603	1,583
【3～5歳】	保育ニーズ	1,752	1,699	1,642	1,603	1,583
3号認定(保育所・認定こども園・地域型保育事業) (c)		1,539	1,525	1,482	1,442	1,405
【0～2歳】	0歳児	281	273	266	259	252
	1-2歳児	1,258	1,252	1,216	1,183	1,153
2号認定(保育ニーズ)+3号認定		3,291	3,224	3,124	3,045	2,988
合計(a+b+c)		4,656	4,548	4,403	4,294	4,221

(1) 1号認定+2号認定(教育ニーズ)の確保方策

幼稚園・認可保育所から認定こども園への移行が見込まれており、量の見込みを上回る確保方策となります。最終年度の令和6年度は、1,496人の定員を確保します。

1号認定（幼稚園・認定こども園）量の見込み・確保方策

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,365	1,324	1,279	1,249	1,233
②確保方策(利用定員数)		1,471	1,481	1,496	1,486	1,496
	認定こども園	671	931	946	1,116	1,126
	幼稚園	800	550	550	370	370
②-①過不足		106	157	217	237	263

(2) 2号認定(保育ニーズ)の確保方策

幼稚園・認可保育所から認定こども園への移行が見込まれており、令和6年度には量の見込みを上回る確保方策となります。最終年度の令和6年度は、1,589人の定員を確保します。

2号認定(保育ニーズ)量の見込み・確保方策

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,752	1,699	1,642	1,603	1,583
②確保方策(利用定員数)		1,573	1,584	1,584	1,589	1,589
	認定こども園	1,045	1,182	1,248	1,253	1,284
	認可保育所	528	402	336	336	305
②-①過不足		▲179	▲115	▲58	▲14	6

(3) 3号認定(0歳児、1～2歳児)の確保方策

幼稚園・認可保育所から認定こども園への移行が見込まれており、3号認定(0歳児、1～2歳児)の総数は令和5年度には量の見込みを上回る確保方策となります。最終年度の令和6年度は、1,481人の定員を確保します。

3号認定(0歳児・1-2歳児)量の見込み・確保方策

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	281	1,258	273	1,252	266	1,216	259	1,183	252	1,153	
②確保方策(利用定員数)	349	1,128	344	1,132	344	1,132	346	1,135	346	1,135	
	認定こども園	235	741	252	807	266	852	268	855	277	875
	認可保育所	86	296	64	234	50	189	50	189	41	169
	地域型保育事業	28	91	28	91	28	91	28	91	28	91
②-①過不足	68	▲130	71	▲120	78	▲84	87	▲48	94	▲18	

保育利用率の目標設定

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	36.7%	37.2%	38.2%	39.4%	40.5%
1～2歳	57.7%	58.2%	60.0%	61.8%	63.4%
0～2歳	50.8%	51.4%	52.9%	54.5%	56.0%

保育利用率:各利用定員数/各年齢の推計人口

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

母子保健や育児に関する相談に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を実施する事業です。

【確保の方策及び今後の方向性】

現在、本市では妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、支援を必要とする者が利用できるサービス等の情報提供を行う、「母子保健型」を1箇所にて実施しています。

今後においても、「母子保健型」の継続実施に努め、すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関と協力して支援プランの策定や、保健相談センター内で相談を受け付けるなど利用者支援を図ります。

【母子保健型】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【確保の方策及び今後の方向性】

現在、本市では、7箇所において実施しており、今後も同様の実施に取り組みます。

計画最終年の令和6年度では、1,258人の利用が見込まれます。

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に努め、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

【地域子育て支援拠点事業】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	1,421	1,378	1,337	1,297	1,258
確保方策(人)	1,421	1,378	1,337	1,297	1,258
施設数(箇所)	7	7	7	7	7

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保の方策及び今後の方向性】

計画最終年の令和6年度では、9,715人の利用が見込まれます。

妊娠届け出数の減少が見込まれていますが、今後も母子手帳交付時等に周知及び受診勧奨に取り組めます。

【妊婦健康診査】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	10,924	10,622	10,319	10,017	9,715
確保方策(人日)	10,924	10,622	10,319	10,017	9,715

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後2か月から4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。

【確保の方策及び今後の方向性】

計画最終年の令和6年度では、640人の利用が見込まれます。

乳児のいる家庭を保健師又は母子保健推進員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供に取り組めます。

【乳児家庭全戸訪問事業】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	713	693	675	658	640
確保方策(人)	713	693	675	658	640

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保の方策及び今後の方向性】

補助事業としての実施計画はありませんが、養育環境に課題があるなど支援が必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し支援を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）です。

【確保の方策及び今後の方向性】

現在、本市ではショートステイを2箇所において実施しており、今後も同様の実施に取り組みます。

計画最終年の令和6年度では、ショートステイ70人の利用が見込まれます。

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一般的に困難になった児童を一時的に預かります。

【ショートステイ】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	70	70	70	70	70
確保方策(人日)	70	70	70	70	70
確保方策(箇所)	2	2	2	2	2

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方策及び今後の方向性】

現在、本市では1箇所において実施しており、今後も同様の実施に取り組みます。

計画最終年の令和6年度では、400人の利用が見込まれます。

より安全な援助活動を行うため、提供会員の知識及び技能の向上の支援に取り組みます。

【子育て援助活動支援事業】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	400	400	400	400	400
確保方策(人日)	400	400	400	400	400
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【確保の方策及び今後の方向性】

現在、本市では幼稚園型24箇所、幼稚園型を除く一時預かりは7箇所において実施しており、今後も同様の実施に取り組みます。

計画最終年の令和6年度では、幼稚園型182,412人日、幼稚園型を除く一時預かりは5,612人日の利用が見込まれます。

保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に認定こども園、保育所などで保育に取り組みます。

【幼稚園型】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人日)	1号認定	7,500	10,407	10,574	12,475	12,586
	2号認定	101,202	140,415	142,678	168,317	169,826
	計	108,702	150,822	153,252	180,792	182,412
確保方策(人日)		108,702	150,822	153,252	180,792	182,412
施設数(箇所)		29	33	34	35	35

【幼稚園型を除く】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)		6,190	6,054	5,867	5,721	5,612
確保方策(人日)		6,190	6,054	5,867	5,721	5,612
施設数(箇所)		7	7	7	7	7

(9) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定（2号・3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【確保の方策及び今後の方向性】

現在、本市では、27箇所において実施しており、今後も同様の実施に取り組みます。
計画最終年の令和6年度では、1,184人の利用が見込まれます。
就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育に取り組みます。

【延長保育事業】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	1,282	1,257	1,232	1,208	1,184
確保方策(人)	1,282	1,257	1,232	1,208	1,184
施設数(箇所)	27	27	27	27	27

(10) 病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【確保の方策及び今後の方向性】

現在、本市では1箇所において実施しており、今後も同様の実施に取り組みます。
計画最終年の令和6年度では、901人の利用が見込まれます。
仕事等の理由で、保護者が病気中の子ども（小学6年生まで）を家庭で保育できない場合に、市が委託した機関で一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

【病児保育事業】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	901	901	901	901	901
確保方策(人日)	901	901	901	901	901
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保の方策及び今後の方向性】

現在、本市では、32箇所において実施しており、今後、利用ニーズの高まりから計画最終年の令和6年度では34箇所の実施に取り組みます。

なお、計画最終年の令和6年度では、2,197人の利用が見込まれます。

国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組みます。

【放課後児童健全育成事業】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	1,895	2,038	2,197	2,197	2,197
1年生	549	599	653	653	653
2年生	492	546	606	606	606
3年生	315	318	321	321	321
4年生	277	316	360	360	360
5年生	161	164	168	168	168
6年生	101	95	89	89	89
確保方策(人)	1,895	2,038	2,197	2,197	2,197
施設数(箇所)	32	33	34	34	34

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、新制度未移行幼稚園に対して保護者が支払うべき、給食（副食材料費）の提供に要する費用を助成する事業です。（年収360万円未満の世帯及び第3子以降の児童が対象）

【確保の方策及び今後の方向性】

計画最終年の令和6年度では、120人の利用が見込まれます。

【実費徴収に係る補足給付を行う事業】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	260	179	179	120	120
確保方策(人)	260	179	179	120	120

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【確保の方策及び今後の方向性】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【確保の方針】

- ・新規参入施設等の事業者への支援について、本市の教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、市内既存施設による対応で充分であり、現時点において新規参入事業者に対する事業実施は予定していません。
- ・特別支援が必要な子どもに対する支援として、今後の国の方針を踏まえ検討します。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

社会のあらゆる分野における構成員が、保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するため、各々の役割を果たすことが求められています。

こうした中、幼稚園、保育所、認定こども園等における学校教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担うものであるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、未利用者やその保護者への支援も含め、多様な子育てニーズに対応し、教育・保育施設や地域型保育事業等と相まって、安心して子どもを生み育てられる環境づくりの役割を担います。

このため、本市においては、教育・保育の計画的な提供や質の向上のための支援を行うとともに、関係機関の連携や関連施策の連携を図り、地域の子育て支援を推進します。

また、家庭・地域・事業者・行政等が一体となった子育て環境づくりのため、家庭における養育力の向上や、事業者、地域等に対する子育て支援の普及啓発などに取り組むとともに、地域の人材の活用など、地域との連携の充実に取り組みます。

(2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進

子どもの生活や学びの連続性を確保することを目指し、就学前後の不安を軽減するための幼児と児童の交流活動や、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の教職員等が相互理解を深めるための活動により、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ることが必要です。

これらを推進していくため、小学校の学校行事への園児の参加や幼稚園・保育所・認定こども園における行事等への児童の参加等の交流活動の実施、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の教職員等による相互授業・保育参観や合同の研修会等の実施、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を共有しての意見交換などの保育・教育内容等の検討実施などに取り組めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

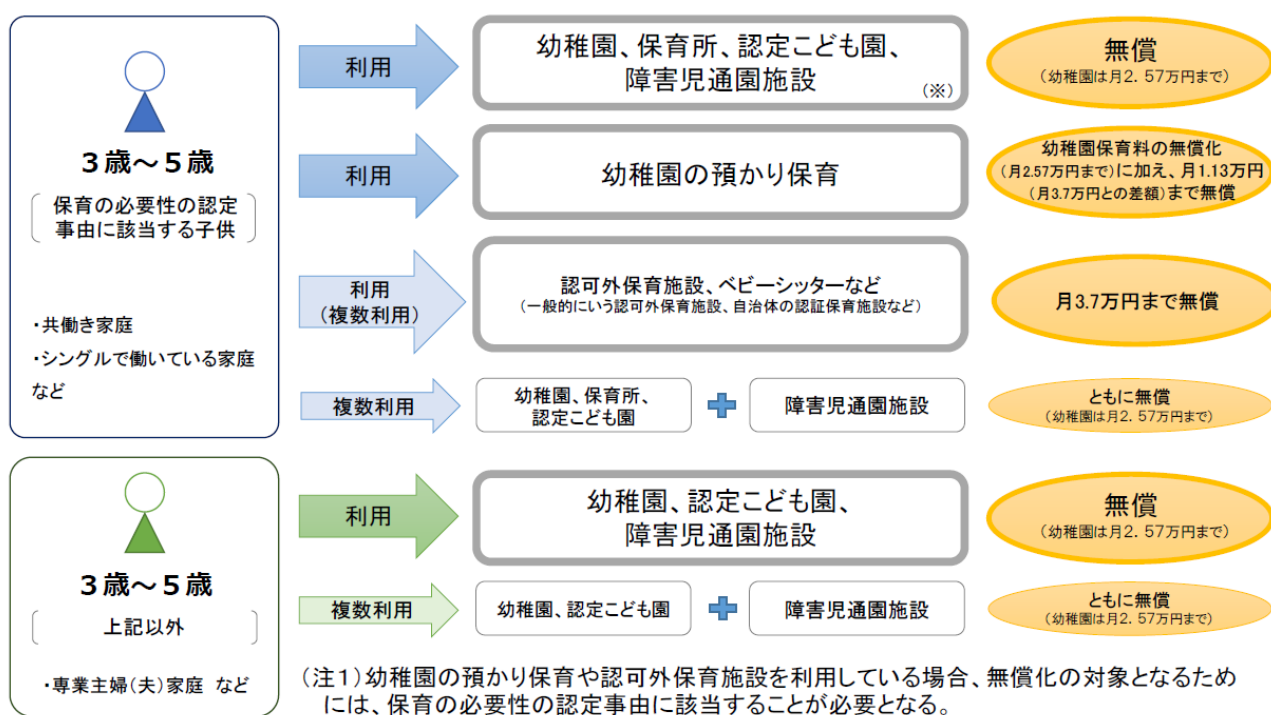
幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけられていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督

等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、鹿児島県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

7 その他推進方策

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

子育て期の家庭において、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業期間の短縮がある中で、育児休業期間満了時からの保育所等の利用を希望する保護者が、1歳から保育を円滑に利用できるような環境の整備が重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、育児休業の期間満了時から保育を希望する保護者については、新年度の新規入園の入所決定時期においても、新年度途中からの入所希望に対して入所決定を行っています。

今後、産後の休業及び育児休業の期間満了時において、保育を希望する保護者が円滑に特定教

育・保育施設等を利用できるよう、ニーズに応じた教育・保育施設や地域型保育事業の充実を図るとともに、産前・産後及び育児休業期間中の保護者に対しては、必要な情報の提供や相談支援を行えるよう体制を強化するほか、当該保護者の円滑な利用に向けた仕組みづくりを検討していきます。

(2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切に作る働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に取り組みます。

(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

① 児童虐待防止対策の充実

本市においても、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、自主事業として取り組んでいる養育支援事業につなげていきます。

② 社会的養護体制の維持・確保

本市は、2施設(社会福祉法人林愛会児童養護施設大隅学舎、社会福祉法人潤心会鹿屋乳児院)と連携し、保護者のいない児童や保護者に監護させることが困難な児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う社会的養護体制を整備しています。

今後も、子どもが健やかに成長するため、関係機関の理解と協力を通じ、地域の中で社会的養護が行える体制の維持確保に取り組みます。

③ ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な母子家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

具体的には、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医

療費助成等、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に取り組みます。

④障がい児施策の充実

障がいのある子どもたちが健やかに成長できるよう、障害種別に関わらず、児童のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、障がいの早期発見や保護者に対する情報提供及び相談体制の整備、療育・援助の実施など、切れ目ない、きめ細かい支援策の充実に取り組みます。

⑤医療的ケア児への支援

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組みます。

⑥多胎児家庭への支援

双子や三つ子などの多胎児は、保護者の心身への負担や経済的な負担なども大きいことから、産前から産後の相談や訪問、多胎児の育児に関する情報提供や各種施策を行うことで、保護者の精神的な負担の軽減や健康の保持及び経済的負担軽減策などに取り組みます。

8 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組について

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性が示されています。

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子ども教室についても、令和6年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりを検討する必要があります。

なお、新・放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、市の教育部門と福祉部門が連携して事業実施について協議していきます。

「新・放課後子ども総合プラン」の概要

【背景・課題】

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子ども教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- すべての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

(放課後児童クラブ)

平成30年度に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に取り組みます。放課後児童クラブについては、現在、市内32箇所で行っており、放課後児童クラブ未設置の小中学校区においては、教育委員会とともに連携し、地域におけるニーズと、地域の動きなどを注視しながら、事業実施の必要性を判断していきます。

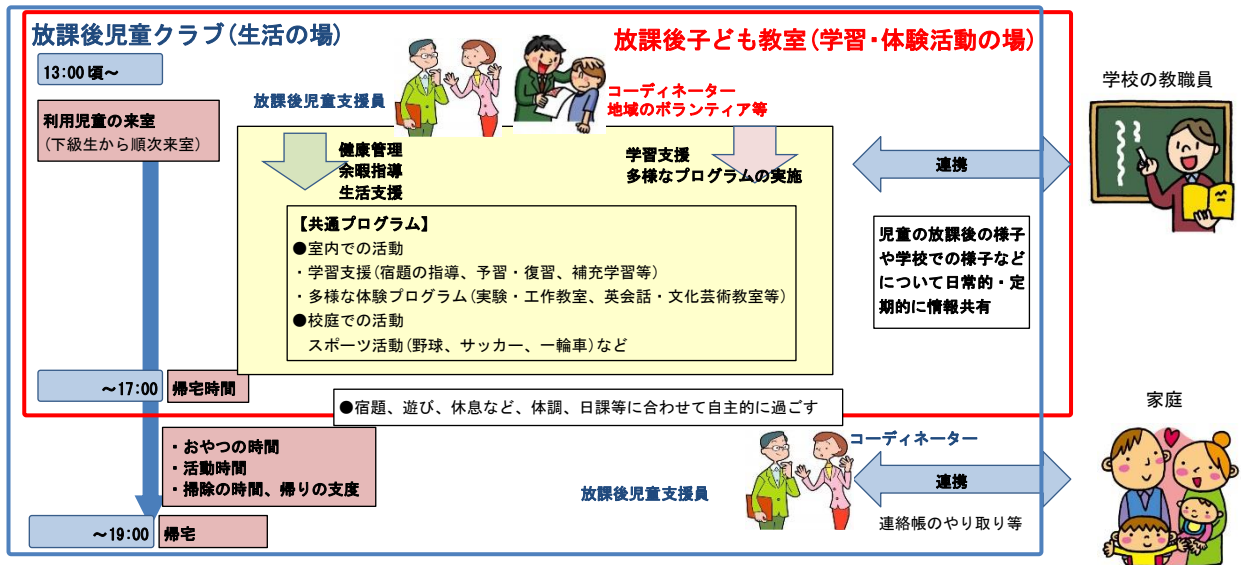
(放課後子ども教室)

放課後児童クラブが未設置の小中学校区について、地域の実情に合わせ、放課後子ども教室の実施等や小中学校区内の余裕教室等の活用を含め、児童の放課後の居場所が確保できるように検討します。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の2023年度に達成されるべき目標事業量

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携が図れる体制の整備を検討します。

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室イメージ



(3) 放課後子ども教室の2023年度までの実施計画

事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて、放課後子ども教室の実施について検討します。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

本市には放課後子ども教室の実施施設がなく、事業実施の必要性を関係機関で協議します。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の小学校の余裕教室の活用については、必要に応じて、関係機関と協議を行います。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行ないます。

本市においては、放課後児童クラブの事業は子育て支援課、放課後子ども教室の事業は教育委員会で担当しており、両事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

必要があれば関係機関と協議のうえ、放課後活動への登録に配慮し、対象児童の様子の把握に取り組みます。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

開設事業者と協議し、利用者のニーズにあった開所時間の把握と設定に取り組みます。

(9) 各放課後児童クラブが、新・プラン3④※に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、開設事業者と連携し、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりに取り組みます。

(10) 新・プラン3④※に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

本市のホームページや「母子健康手帳アプリ」、「パパ・ママ・子どもの便利帳」により周知を図るとともに、関係機関と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

※新・プラン3④（国全体の目標）：放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る

第6章 計画の推進と進行管理

第6章 計画の推進と進行管理

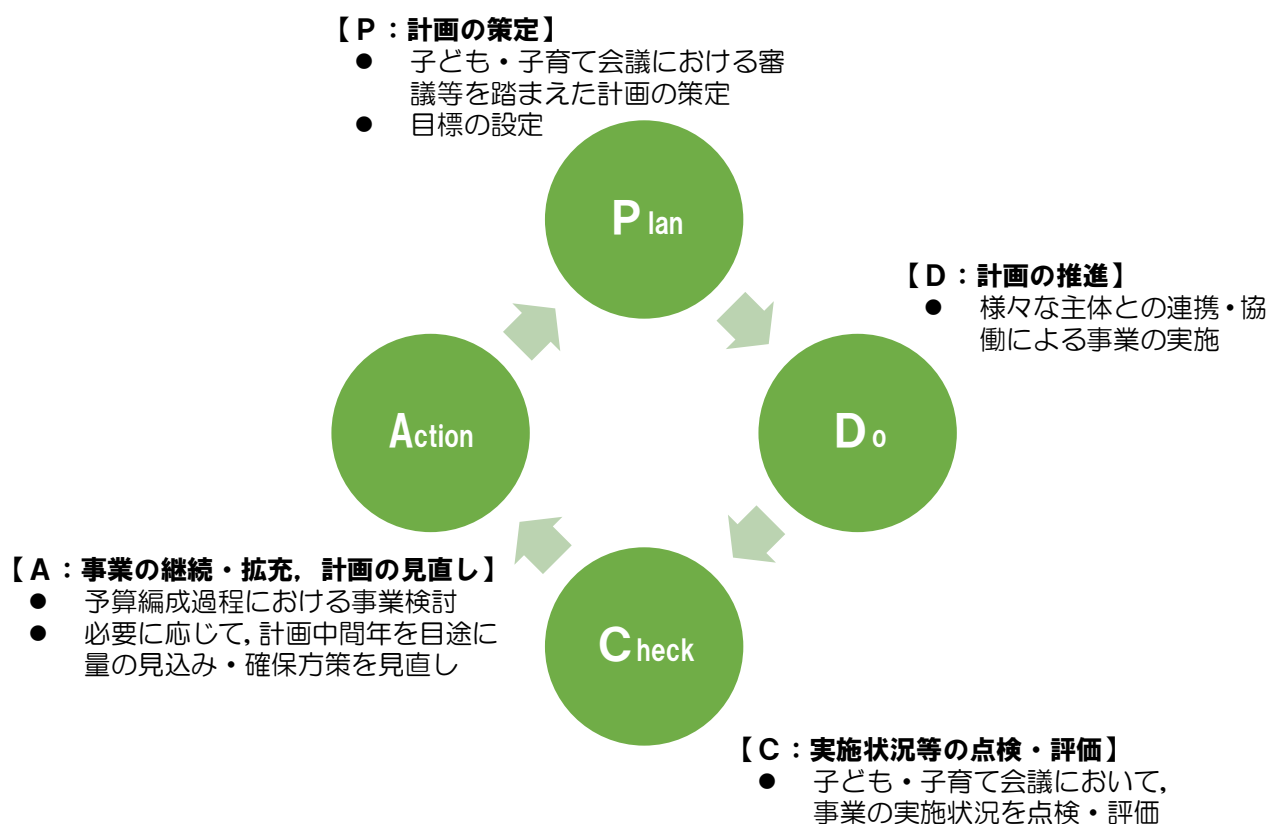
1 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民が協働し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組めます。

2 計画の進捗管理

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「鹿屋市子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に取り組めます。



第7章 資料編

第7章 資料編

1 鹿屋市子ども・子育て会議条例

鹿屋市子ども・子育て会議条例

(平成25年6月27日条例第30号)

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第1号委員 子どもの保 護者	朝野 剣	市民委員	
2		安藤 充止	市民委員	
3		岩本 英里子	市民委員	
4		エルメス恵子	市民委員	
5		鮫島 江美	市民委員	
6		立切 賀子	市民委員	
7		山口 かおり	市民委員	
8		山口 なつき	市民委員	
9	第2号委員 学識経験者	寶満 誠	鹿屋市医師会	
10		西之原 正明	鹿屋市歯科医師会	
11		森 克己	国立大学法人 鹿屋体育大学	会長
12		柳元 丈治	鹿児島県大隅児童相談所	
13		吉崎 俊一	鹿児島県鹿屋警察署 生活安全課	
14		岡留 祐宏	鹿屋市小・中学校校長協会	
15	第3号委員 子ども・子 育て支援に 関する事業 に従事する 者	福元 浩継	児童養護施設大隅学舎	
16		軀川 恒	鹿屋乳児院	
17		宮下 義昭	鹿屋市私立幼稚園協会	
18		濱上 博幸	鹿屋市保育会	
19		新川 留美	鹿屋市私設保育園連絡協議会	
20		有川 文人	鹿屋市学童保育連絡会	
21		清水 直樹	鹿屋市社会福祉協議会 地域福祉課	
22		田木 祐美子	鹿屋市地域組織活動代表（母親クラブ） さくらんぼクラブ	
23	第4号委員 その他市長 が必要と認 める者	馬場 由香子	鹿屋養護学校PTA	
24		内野 匡章	鹿屋市PTA連絡協議会	
25		渡邊 正人	鹿屋市民生委員・児童委員協議会	副会長
26		末吉 勝子	鹿屋市母子寡婦福祉会	
27		吉永 浩二	鹿屋市町内会連絡協議会	

【委嘱期間：平成30年2月6日～令和2年2月5日（2年間）】

3 用語集

数字

1号認定

満3歳以上で、幼稚園、認定こども園で教育を希望する場合。

2号認定

満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する場合。

3号認定

満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園、小規模保育等で保育を希望する場合。

あ行

育児休業

育児・介護休業法に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるというもの。事業主に書面で申請することにより、原則として子ども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができる。事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられている。なお、子どもが1歳に達する日においていずれかの親が育児休業中であり、かつ保育所入所を希望しているが入所できない場合など一定の事情がある場合には、子どもが1歳6か月に達するまで休業期間を延長することができる。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園・保育所・認定こども園等で一時的に預かる事業。

医療的ケア児

たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とする子どものこと。

延長保育

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業。

か行

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。

教育・保育施設

子ども・子育て支援法、認定こども園法、学校教育法、児童福祉法に規定された幼稚園・保育所・認定こども園等をいう。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、出産、看護、事故、災害等の社会的事由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、その児童を児童養護施設等で短期的に預かる事業。

子ども・子育て支援法

子どもを養育している者に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。

合計特殊出生率

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。総人口が増えも減りもしない均衡状態の合計特殊出生率は2.07だといわれているが、2005（平成17）年には1.26となり、過去最低を記録した。2017（平成29）年は1.43となったが少子化傾向は続いている。

さ行

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う。

施設型給付

教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）を対象とした給付をいう。

出生率

一定期間の出生数の人口に対する割合。人口 1,000 人当たりの年間の出生児数の割合をいう。

小規模保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員 6～19 人）を対象にきめ細かな保育を行う。

少子化

全人口に対する子どもの人口の割合が減少していく社会的現象のこと。統計的には年少人口の比率で示される。原因は出生数の減少であり、出生数についての指標は合計特殊出生率によって示されることが多い。

次世代育成支援対策地域行動計画

次世代育成支援対策推進法の制定により、地方公共団体および事業主が国の行動計画策定指針に基づき策定することとなった行動計画のこと。子育て環境の整備、仕事と子育ての両立のための取組等について、具体的な目標が設定されている。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭および地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律である。国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体および事業主に行動計画の策定を義務付けている。

児童

児童福祉法においては、18 歳未満の者を児童と定義し、1 歳に満たない者を「乳児」、1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から 18 歳に達するまでの者を「少年」と分けている。

児童虐待

親またはその他の養育者の作為または不作為によって、18 歳以下の子どもに対して起きる虐待やネグレクトなどの行為。児童虐待の防止等に関する法律では、保護者がその監護する児童に対し、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②児童にわいせつな行為をすること又はさせること、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること、④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、と定義されている。

児童相談所

各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。法律上の名称は児童相談所だが、都道府県等によっては呼称が異なる場合がある。虐待、育児、健康、障害、非行

など、子どもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子どもと保護者への相談援助活動などを行う。

児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、日本国内に居住している者が、児童を監護し、生計を維持している場合に支給される手当。法律改正により子ども手当制度を経て、現在は中学校修了前までの児童に支給される。

児童福祉法

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が良好な環境に生まれ心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」こと及び「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し、その理念のもと、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保障、事業、養育里親及び施設、費用等について定めている。

児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童及び父又は母が一定の障害の状態にある児童等の母（父）がその児童を監護するとき、又は母（父）以外の者がその児童を養育するときに、その母（父）又は養育者に対し支給される。支給対象となる児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるが、一定の障害者である場合は20歳未満の者も含まれる。また、受給資格者本人又はその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上であるときは、手当の全部又は一部が支給停止される。

た行

多胎児

同じ日に同じ両親から生まれた2人以上ないし、3人以上の子ども。

地域型保育給付

地域型保育事業を対象とした給付をいう。

地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つをいう。

地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

特定教育・保育施設

市町村長から施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた「教育・保育施設」をいう。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障害を有する児童・生徒に対する教育について、障害種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成 18）年の学校教育法の改正により創設された。

な行

乳児

児童福祉法及び母子保健法では、満 1 歳に満たない者を乳児という。

乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 箇月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。

認可外保育施設

乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的には、ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設などがあげられる。乳幼児の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設の設備など認可外保育施設における設置・運営内容については、国から指導監督基準が示されている。（→無認可保育所）

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、都道府県知事の認可を受けているもの。

認可

行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、2006（平成18）年に制度化された。就学前の児童に幼児教育又は保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置及び資格、教育及び保育の内容、子育て支援について規定された認定基準（2012（平成24）年4月からは、都道府県条例で定める基準）を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となり、利用者は利用料を直接施設に支払う。

は行

病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

地域の中で育児や介護の手助けを必要とする方（依頼会員）と育児や介護の手助けができる方（提供会員）を組織化し、会員同士が育児等に関する相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。「学童保育」や「放課後児童クラブ」と呼ばれることもある。

保健所

地域における公衆衛生の向上および増進を目的とした行政機関。地域保健法に基づき、地域住民の健康増進、疾病予防、環境衛生、母子・老人・精神保健、衛生上の試験・検査等のさまざまな業務を行っている。都道府県、指定都市、中核市、その他政令で定める市または特別区に設置されている。身近で頻度の高い保健サービスは市町村保健センターに移管し、保健所は広域的・専門的・技術的拠点としての機能が強化されている。

母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。乳幼児の保健は母親との関係が密接のため、こうした親子関係でとらえられている。母子保健法により具体的な対策が組み込まれている。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

幼稚園

満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。新制度に移行し、施設型給付を受けて運営する幼稚園と私学助成を受けて運営する幼稚園がある。新制度に移行した幼稚園を利用する場合は支給認定手続きが必要（私学助成を受けて運営する幼稚園の手続きの変更はなく、子どもの保護者は支給認定を受ける必要はない。）。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき設置。要保護児童等の適切な保護又は支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

利用者支援事業（母子保健型）

母子保健に関する相談に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を実施する事業。

量の見込み

ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。